資料３

門真市パークイノベーション計画

素案

令和４年　月
門　　真　　市

門真市パークイノベーション計画　素案
目　次

計画策定の背景と目的 1

01 門真市の公園の現状 4

（1）公園をとりまく門真市の概況.....4
（2）公園の整備状況.....7
（3）公園の施設状況.....11
（4）公園の利用状況.....13
（5）その他の関連する事項.....23

02 公園にかかわる市民ニーズ 25

（1）市民ワークショップの実施.....25
（2）市民アンケート・こどもアンケートの実施.....29

03 公園の課題とニーズ 36

04 基本目標・基本方針 38

（1）基本目標.....38
（2）基本方針.....39

05 基本計画 41

（1）基本計画の考え方 41
（2）地域ごとの基本計画.....46
（3）市全域に関わる基本計画 53

06 具体方策 55

（1）具体方策.....55
（2）パイロットプラン 58
（3）公園の維持管理について 60

07 計画の見直しについて 60

計画策定の背景と目的

本市には大小様々な公園が 166 箇所存在しています。これらの公園は子どもたちの遊び場として、また、地域住民のいこいの場として利用されていますが、市民一人当たりの都市公園面積は 1.14 ㎡/人（令和 3 年 4 月時点）となっており、大阪府全体が 5.3 ㎡/人であるのに対して少ない状況となっています。さらに、遊具をはじめとした施設の老朽化が進むなど、多くの課題を抱えています。このような中で、門真市第６次総合計画に示すまちの将来像「人情味あふれる！笑いのたえないまち門真」を目指す中で、子育てしながら暮らしやすく、子どもを中心にみんながつながる地域づくりに公園が役立つことが期待されています。

このような中、地域の特性に応じた役割や機能をもたせ、個々の公園の違いを明確にするとともに、リニューアルによる利活用の促進、機能や施設の特化・分担や再編統合による管理コストの低減を図り、限りある財源でさらなる市民のいこいの場・にぎわいの場となる公園づくりを、行政と様々な主体の協働により進めるため、本計画を策定します。

「門真市パークイノベーション計画」とは？

「イノベーション」には「革新」などといった意味があります。「門真市パークイノベーション」には、新たな視点で公園を捉えなおし、そのあり方を打ち出していくという思いを込めています。

これまで以上に市民の皆さんにとって使いやすい公園にするとともに、ボール遊びなど子どもたちがのびのびと遊べる公園、移動販売車やマルシェでにぎわう公園、若者が自由に表現できる公園など、これまで本市の公園ではあまり見られなかったような新しいことができる、そんな公園づくりを目指しています。

■計画の位置付け

本計画は、「門真市みどりの基本計画（令和２年３月改定）」において「公園の適正配置の検討」「地域ニーズに応じた公園のリニューアル」を施策の一つとして位置付けており、これに即して策定するものです。また、「門真市第６次総合計画」「門真市都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画との整合を図りながら策定しています。

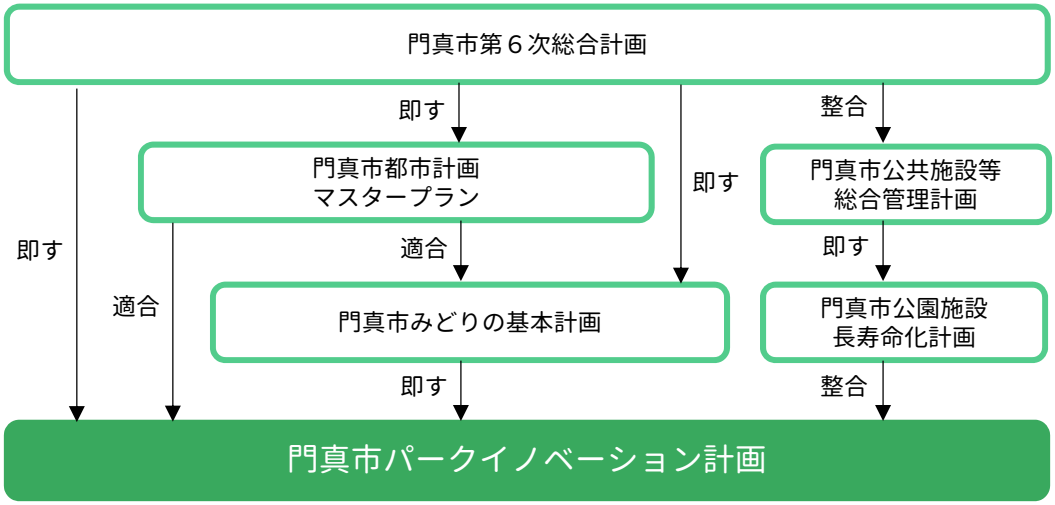

図 1　計画の位置付け

■計画の対象

本市が管理する全 166 公園を対象とし、今後の公園整備や利活用に関する方針や具体方策などについて示します。

■計画策定の進め方

本計画の策定にあたっては、全公園を対象とした利用実態調査などの現況調査のほか、利用者である市民の皆さんのご意見を取り入れるため、市民アンケートや市民ワークショップなどを通じて、市民ニーズを把握しました。また、今後の公園利活用の可能性を探るための社会実験を実施し、その結果を計画へ反映させています。さらに、策定過程において有識者による審議会を開催し、計画の内容や進め方等についてご審議いただき、計画の充実を図りながら検討を進めました。

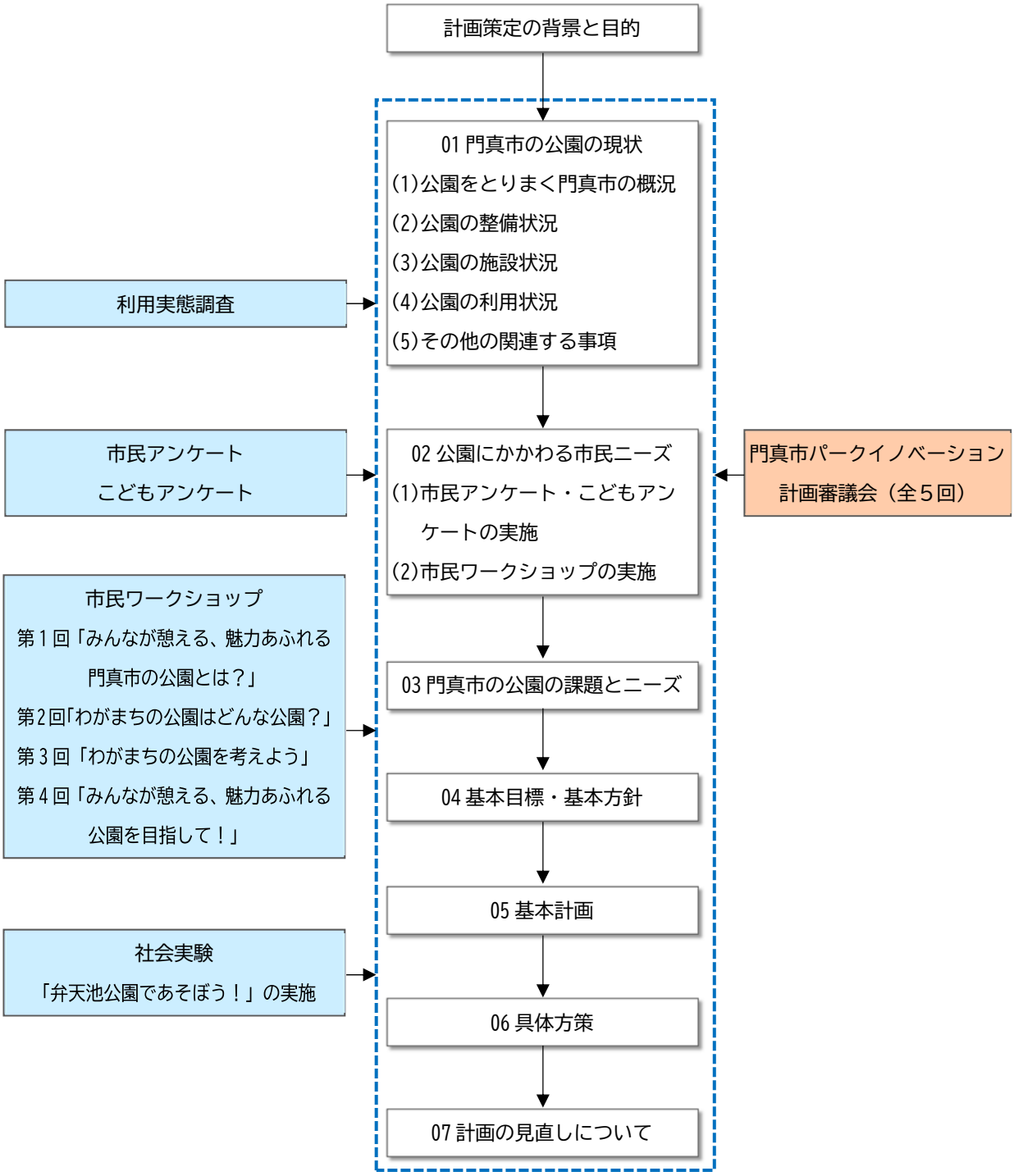

図 2　計画策定の進め方

01 門真市の公園の現状

（1）公園をとりまく門真市の概況

①門真市の概況

・本市は大阪府の北東部に位置し、東西約 4.9km、南北約 4.3km、大きな起伏がなく自転車などでも移動しやすい平坦な地形となっています。

・大阪の都心部から 10km 以内に位置し、京阪電鉄、大阪モノレール、大阪メトロが乗り入れるとともに、国道 163 号、大阪中央環状線、近畿自動車道、第二京阪道路などの幹線道路網が形成されるなど、交通環境に優れており、産業の発展や交通利便性の高い住環境を支えています。

・市域の中央に流れる古川をはじめ、市内には多くの水路があり、市街地が広がる本市において貴重な自然的要素として存在しています。

・大阪市、守口市、寝屋川市、大東市と隣接しており、近隣には淀川河川公園や深北緑地、鶴見緑地などの大きな公園緑地が存在しています。

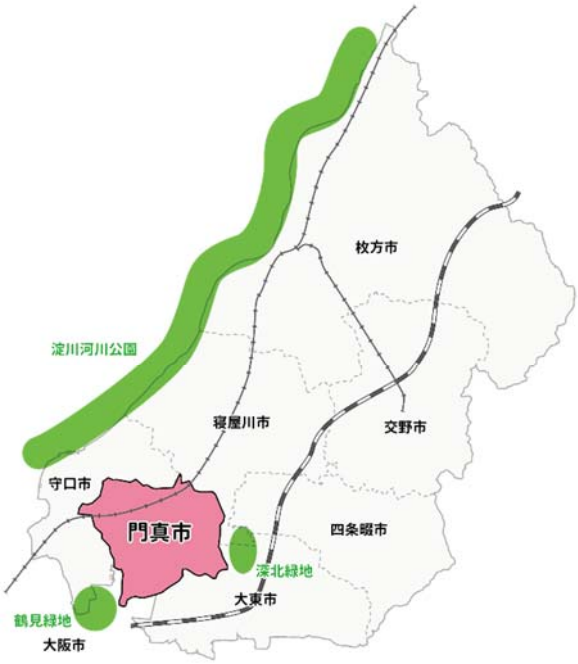

図 3　本市の位置

②門真市の現状と課題（門真市第６次総合計画より）

・日本全国で人口減少時代へ突入する中、本市も減少しており、今後も減少傾向が続く見込みとなっています。

・特に、近年では 0～9 歳の子どもと 20～44 歳の親世代の転出が多く、結婚や出産などといったライフステージが想定される年代で転出超過が顕著に表れています。

・これらの年代は、子どもの遊びを中心として公園の主要な利用者層となる年代です。

・このような現状において、子育て世代の定住を促進し、バランスの取れた年齢構成を実現していく必要があります。

③人口特性

・本市の人口は、平成 7（2005）年の約 14.1 万人をピークに、減少傾向となっています。

・年齢層ごとの人口分布をみると、年少人口の割合が高いエリア、高齢者人口の割合が高いエリアがあります。

人口密度

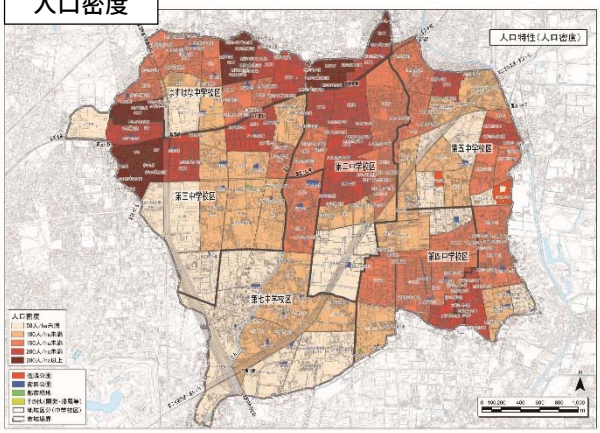

年少人口の割合が高い地区

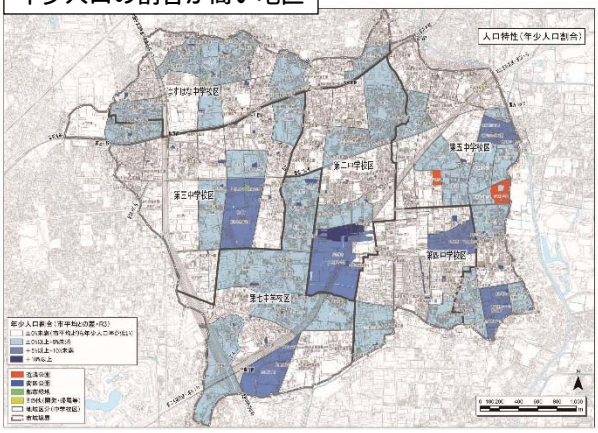

高齢者人口の割合が高い地区

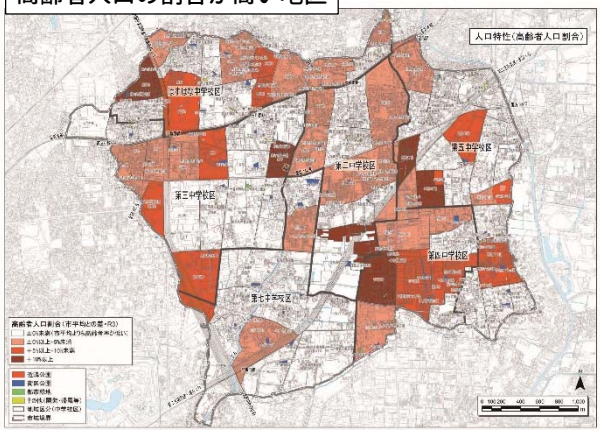

図 4　人口特性（令和 3 年 3 月時点）

④土地利用

・昭和 40 年代から 50 年代にかけて産業が急激に発展する中で、農地の宅地化・工業地化に伴い多くの公園が整備されてきました。

・密集市街地や住宅や工場が混在する地域の中に小さな公園が多数存在しています。

・京阪沿線を中心に、商業施設や事業所が多く存在しています。

・近年では農地の宅地化がさらに進行しています。

＜門真市の概況のまとめ＞

・平坦で移動しやすいという地形的特徴があります。

・急激な産業発展と宅地化に伴い多くの小さな公園が整備されてきました。

・人口分布はエリアごとに特性があり、今後も変化していく予測となっています。

※コラム：門真市の公園の成り立ち

・門真市のまちの発展と公園の整備の関係について、古地図で解説

⑤まちづくりの方向性と公園が果たす役割

・転出超過が顕著な年代は、子どもの遊びを中心とした公園の主要な利用者層です。

・これらの年代の市民の皆さんにとって、魅力的で住みやすいまちにしていくために、また、どの世代の方々にとっても、今後も住み続けたいと思ってもらえるまちにしていくために、公園が下図のイメージのような役割を果たすよう、本計画を策定し、取組を進める必要があると考えます。

門真市第６次総合計画
まちづくりの方向性

子ども・子育てへの投資
出産・子育てがしやすい環境づくり
子どもがたくましく育つよう応援

快適な住まい環境
安全・安心で便利で
快適に暮らせる環境づくり

健康づくり
みんなが健康長寿で
いられる環境づくり

職住近接
働きながら、子育てしながら
誰もが活躍できる環境づくり

地域共生
みんなが世代を超えてつながり
地域の中で支えあう環境づくり

公園が果たす役割のイメージ

図 5　公園が果たす役割のイメージ

（２）公園の整備状況

①公園の概要

・公園の総数は 166 箇所で、そのうち都市公園が 69 箇所、都市公園以外の公園が 97 箇所となっています。

・都市公園の内訳は、近隣公園が 2 箇所、街区公園が 62 箇所、都市緑地が 5 箇所です。

・１人当たり都市公園面積は 1.14 ㎡/人で、大阪府内でも少ない状況です。

・面積が小さい公園が多く、300 ㎡未満の公園が 73 箇所あり、半数近くを占めています。

表 1　公園の整備状況

都市計画区分		箇所数	開設面積※	都市計画面積	１人当たり公園面積※
都市公園	都市計画公園	13 箇所	7.64 ha	6.97 ha	—
	その他の都市公園	56 箇所	6.10 ha	—	—
	合計	69 箇所	13.74 ha	6.97 ha	1.14 ㎡/人
都市公園以外の公園		97 箇所	2.94 ha	—	—
総計		166 箇所	16.68 ha	6.97 ha	1.39 ㎡/人

※箇所数、面積は令和 3（2021）年 3 月 31 日時点であり、整備予定のものも含んでいます。
※１人当たり都市公園面積は、令和 3 年 4 月 1 日時点の人口 120,355 人をもとに算出しています。
※開設面積は、都市計画区域外のものも含みます。
※都市公園：都市公園法で規定する公園
※都市公園以外の公園：児童遊園、チビッコ広場など、都市公園に準じる市が管理する公園

表 2　都市公園の設置状況

設置区分	箇所数	開設面積	都市計画面積
近隣公園	2 箇所	4.76 ha	4.70 ha
街区公園	62 箇所	8.44 ha	2.27 ha
都市緑地	5 箇所	0.54 ha	—
総計	69 箇所	13.74 ha	6.97 ha

※箇所数、面積は令和 3（2021）年 3 月 31 日時点であり、整備予定のものも含んでいます。

※参考：都市公園の種類と誘致圏について

上図に示す公園種類別の誘致距離は、都市公園（街区公園、近隣公園）については国土交通省が参考として示している誘致距離を考慮し、また、その他の公園については小規模かつより身近な公園であることを考慮して、以下のように設定しています。

近隣公園：500m、街区公園、都市緑地：250m、都市公園以外の公園：100m

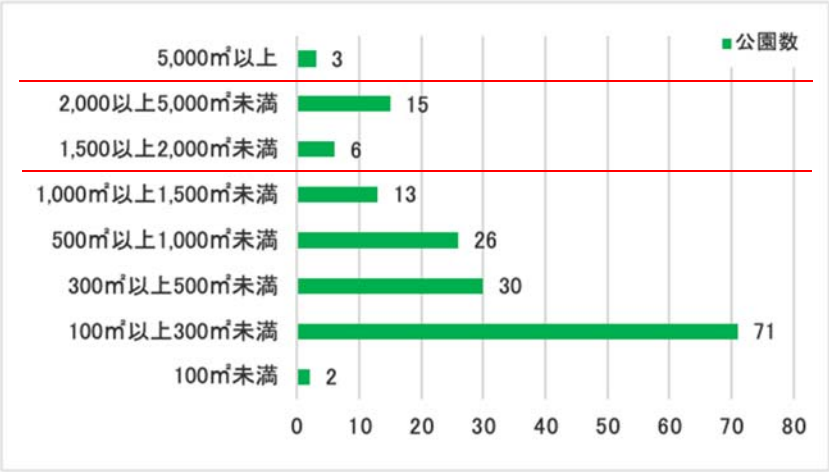

図 6　面積別公園数

＜本計画における公園の分類について＞

・本市の公園の規模、現状の施設状況、利用状況などから、３つに分類します。

「大きな公園」…多様な施設や環境を有しており、市全域から利用者が訪れる公園
⇒面積が概ね 5,000 ㎡以上の公園

「中くらいの公園」…ある程度の多様な施設を有しており、地域の核となっている公園
⇒面積が概ね 1,500 ㎡以上の公園

「小さな公園」…身近な公園として、地域に多数整備されている公園
⇒面積が概ね 1,500 ㎡未満の公園

表 3　本計画における公園の分類

公園の分類	基準とする面積	箇所数	合計面積
大きな公園	5,000 ㎡以上	3 箇所	5.61 ha
中くらいの公園	1,500 ㎡以上 5,000 ㎡未満	20 箇所	5.05 ha
小さな公園	1,500 ㎡未満※	143 箇所	6.02 ha
総計	—	166 箇所	16.68 ha

※門真南緑地は 1,500 ㎡以上ですが、緑地としての性格上、他の中くらいの公園のように多様な機能の確保は想定されないため、小さな公園として分類しています。

弁天池公園

大きな公園（弁天池公園）、中くらいの公園（柳町公園）、小さな公園（石原町２号チビッコ広場）

②公園の配置状況

・近隣公園である弁天池公園と四宮公園は市域の東側に位置しています。

・面積が 1,500 ㎡以上の中くらいの公園は、地域によってバランスよく配置されている地域と、数が限られている地域があり、配置状況に偏りがあります。

・面積が 1,500 ㎡未満の小さな公園は、市域北部の密集市街地や第五中学校区の住宅地などに集中しています。

・市内の居住エリアは概ね誘致圏域内となっていますが、大和田駅南側には公園が不足している地域があります。

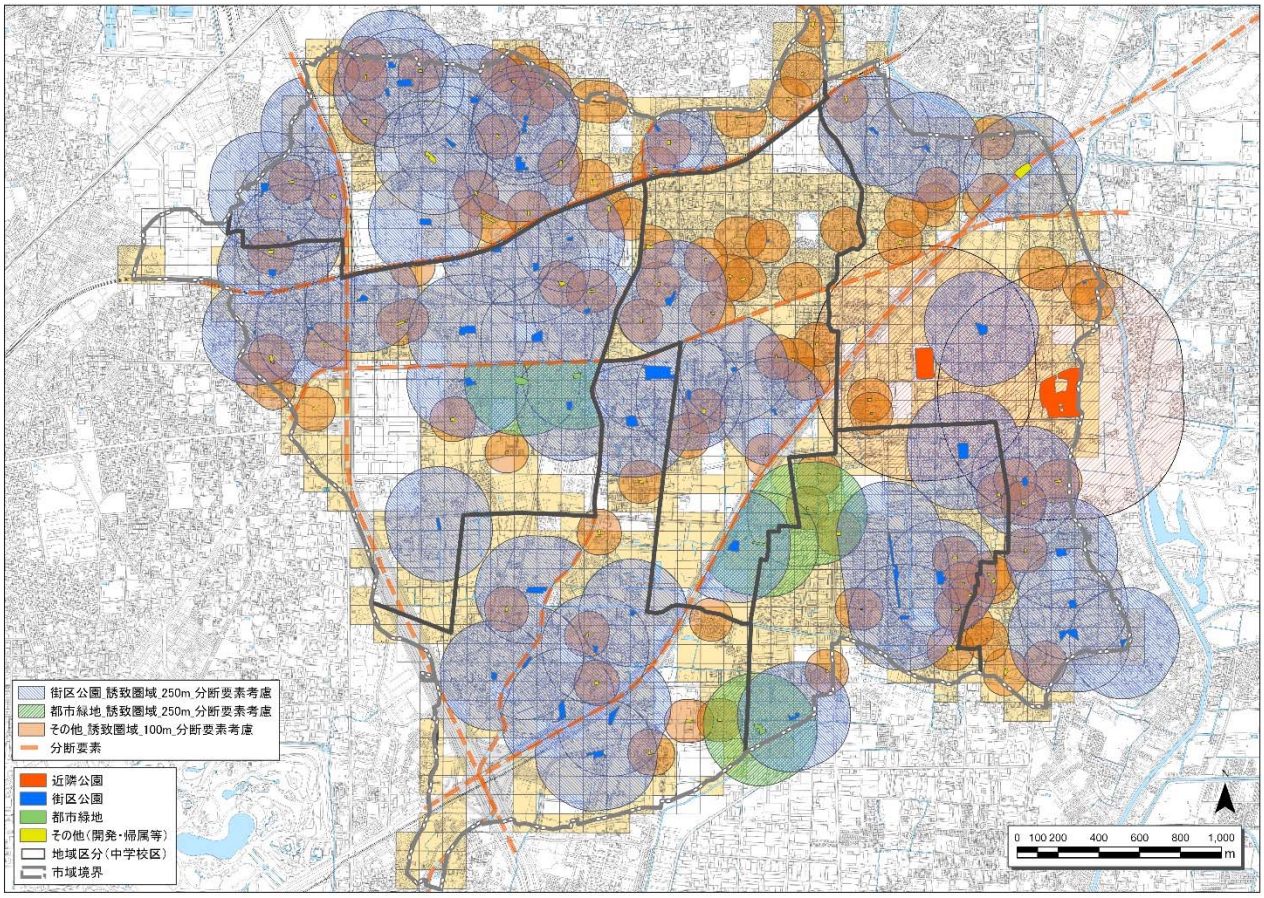

図 7　公園の配置

③公園の立地状況（隣接環境、アクセス条件）

・小さな公園の中には、三方が住宅に囲まれており、利用しづらい公園が多数存在しています。
・袋小路や住宅地の奥など、アクセスしづらい公園が多く見られます。
・一方で、人通りが多い主要な生活動線上に位置し、立ち寄りやすい公園や、宅地が隣接していないため利用しやすい公園もあります。

住宅に囲まれた公園

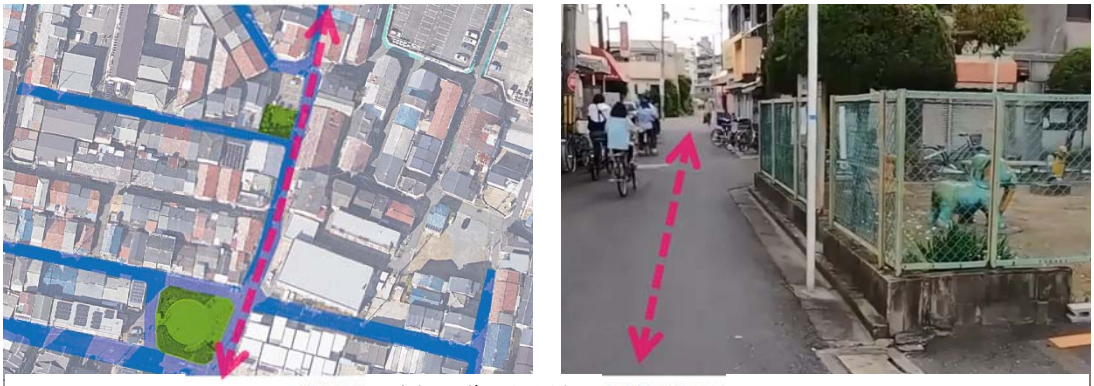

人通りが多い生活動線上に位置する公園

図 8　公園の立地状況

＜配置状況、立地状況（隣接環境、アクセス条件）のまとめ＞

・大きな公園である弁天池公園は市域の東端に位置しており、西側の地域からはやや利用しづらい場所に立地しています。
・中くらいの公園は、地域によって箇所数にばらつきがあり、配置状況に偏りがあります。
・小さな公園が集中して存在している地域がある一方で、公園が不足している地域があるなど、その配置状況に偏りがみられます。
・狭くて住宅に囲まれた公園や、利用しづらい場所に立地した公園が多く存在しています。
・人通りの多い動線上に位置する公園や、開放的な公園など、利用しやすい公園も存在しています。

（3）公園の施設状況

①公園施設の老朽化

・設置後 50 年以上が経過した公園は 26 箇所、30 年以上は 106 箇所あります。

・令和 2 年に門真市公園施設長寿命化計画を策定し、遊具をはじめとした公園施設の更新を順次実施していますが、老朽化による安全面での問題や、多様化する利用ニーズに対応していないなどの課題があります。

・公園施設だけではなく、大きく育ちすぎた植栽についても管理が難しくなっているなどの課題があります。

図 9　老朽化した遊具

図 10　長寿命化計画に基づき更新した遊具

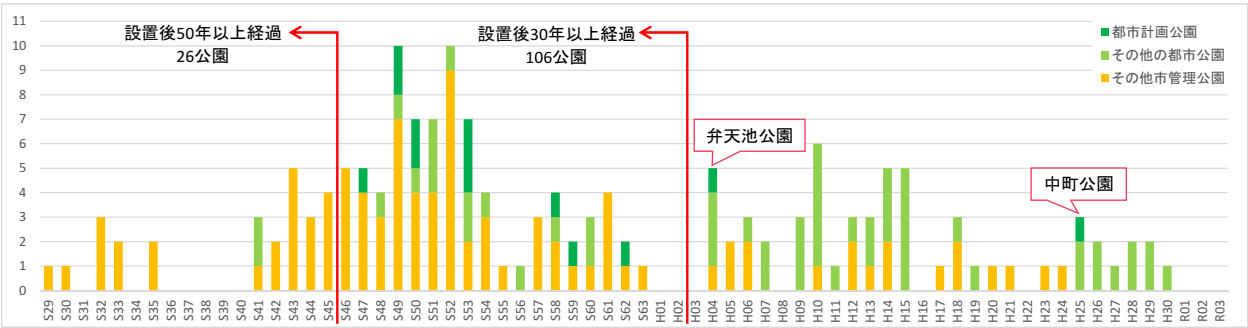

図 11　公園の設置年度

②公園施設の重複

・近接する公園でブランコ、滑り台、砂場といった同じような遊具が設置されているなど、個性に乏しい公園が多く存在しています。

③特徴的な公園施設

・開園当初から親しまれてきた特徴的な遊具や、門真市公園施設長寿命化計画に基づき新たに整備された複合遊具など、公園を特色づける遊具などが見られる公園があります。

・弁天池公園のように、樹林地や水辺環境など貴重な自然的環境を有する公園も存在しています。

・四宮公園や北打越公園のように、野球やサッカーができる大きな広場がある公園もあります。

図 12　公園を特色づける公園施設などの施設

（４）公園の利用状況

①利用実態調査の概要

市内全公園を対象に、だれが、いつ、どんな利用をされているのか把握するため、利用実態調査を実施しました。調査は、平日休日あわせて４日間、朝から夕方まで目視による調査を行いました。その結果を集計し、各公園の利用特性を把握しました。

【利用実態調査 調査実施概要】

（１）調査期間

令和３年３月３０日から５月４日までの期間において、各公園、平日２日、休日２日、計４日間

（２）調査対象

門真市内の全公園 165 箇所（調査時点の全公園数）

（３）調査方法

8 時から 18 時まで、1 時間ごとに、目視により利用人数、利用者属性、利用状況等を確認

②利用実態調査の結果

集計した結果を各地域で図示したものを次頁以降に示します。

＜利用状況のまとめ＞

- 利用者なし、または利用者がほとんどいない（1 日あたり 5 人未満）公園は各地域に存在し、そのほとんどは特に面積が小さい（300 ㎡未満）公園でした。
- 遊具が設置されているにもかかわらず、利用が見られない公園など、施設の設置状況と利用状況が合致していない公園が多数見られます。
- 大きな公園や中くらいの公園では、多様な利用者、多様な利用内容が見られました。
- 近くに複数の公園があるにもかかわらず、特定の公園に利用者が集中し、利用過多となっていると考えられる公園があることがわかりました。

■利用実態調査結果【第二中学校区】

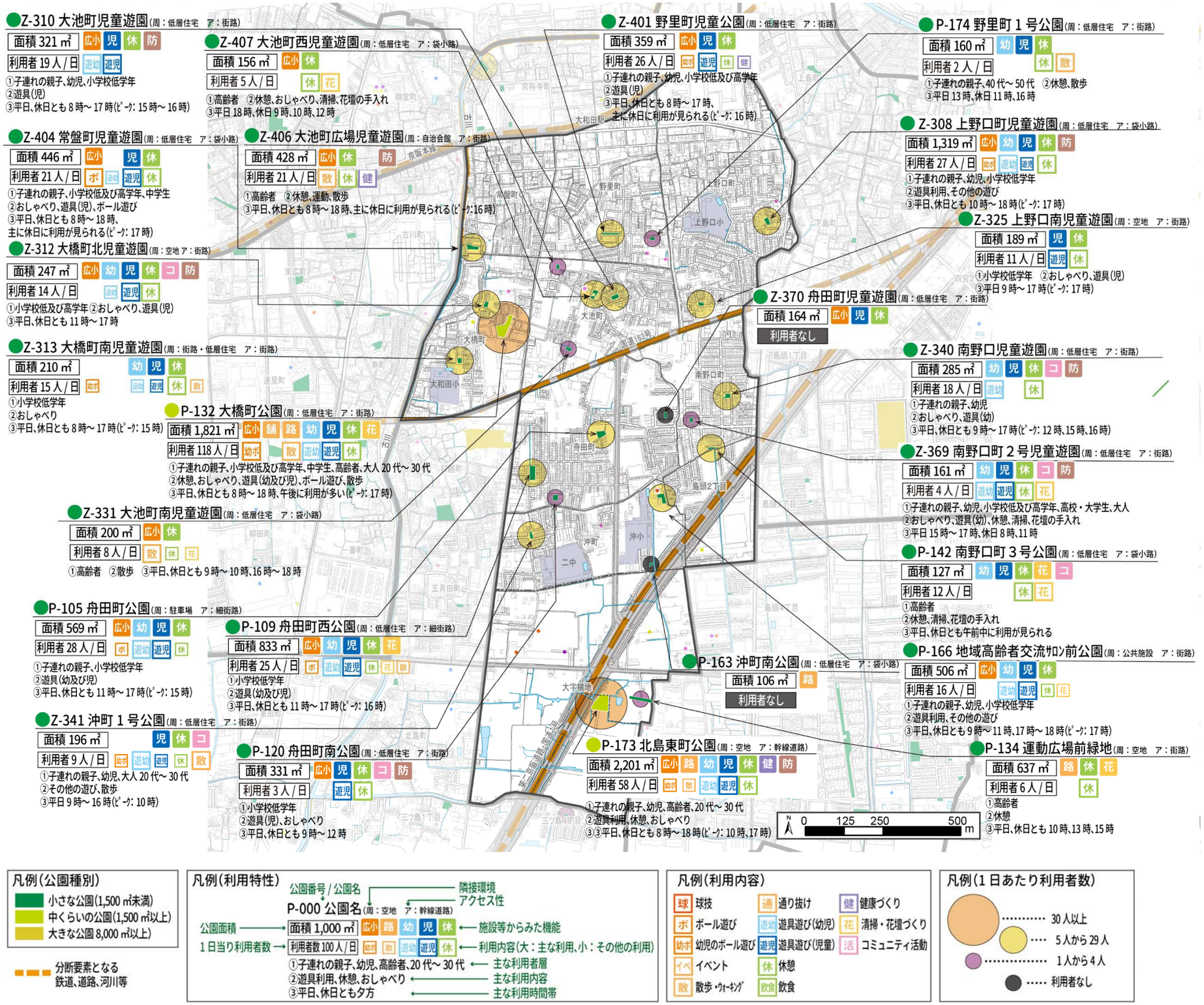

■利用実態調査結果【第三中学校区】

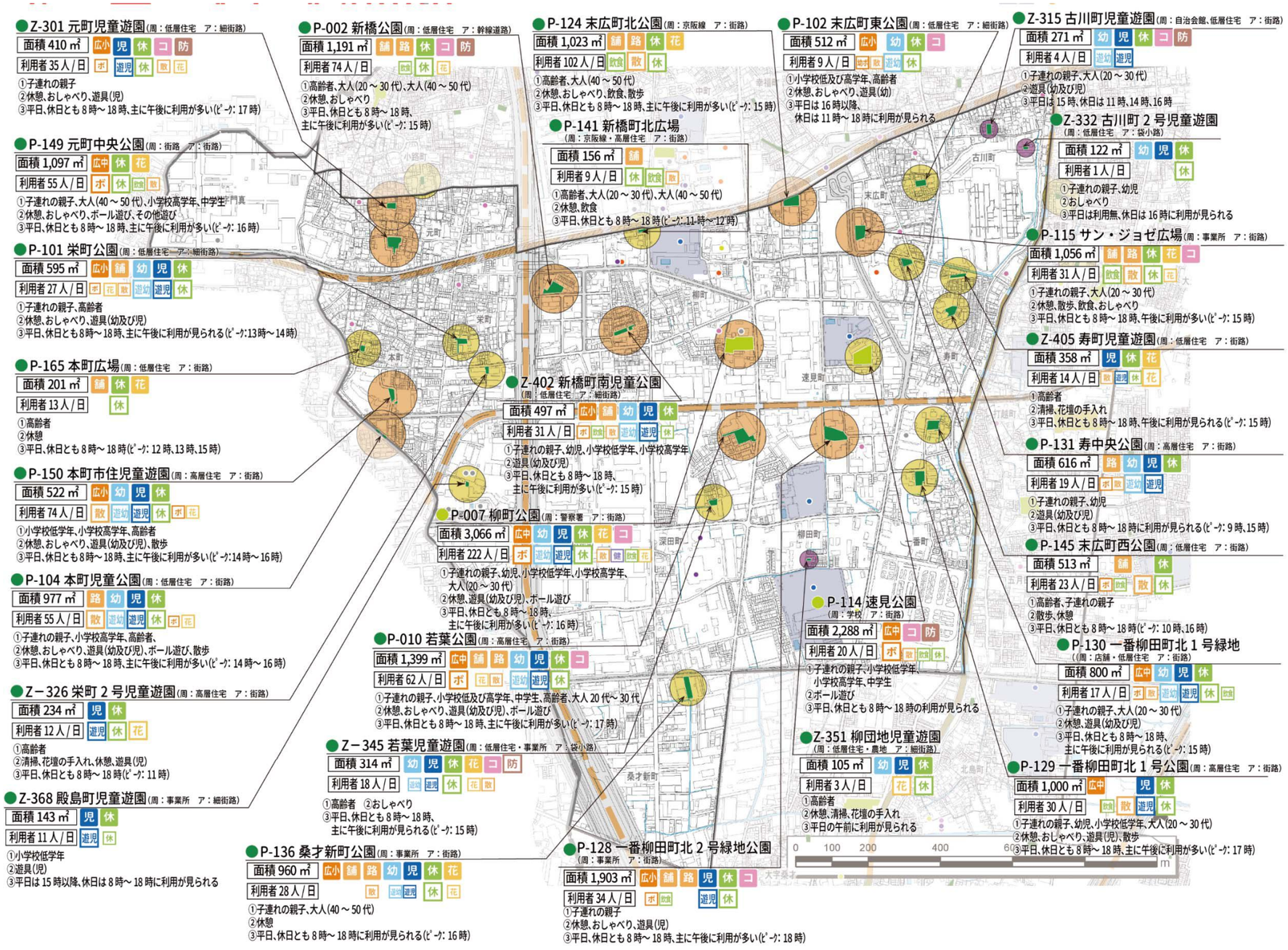

凡例(公園種別)

- 小さな公園(1,500 ㎡未満)
- 中くらいの公園(1,500 ㎡以上)
- 大きな公園 8,000 ㎡以上)

分断要素となる
鉄道、道路、河川等

凡例(利用特性)

公園番号 / 公園名　　隣接環境　アクセス性

P-000 公園名(周：空地　ア：幹線道路)

公園面積 → 面積 1,000 ㎡　広小 路 幼 児 休 ← 施設等からみた機能

1 日当り利用者数 → 利用者数 100 人/日　幼ボ 散 遊幼 遊児 休 ← 利用内容(大：主な利用、小：その他の利用)

①子連れの親子、幼児、高齢者、20 代～ 30 代 ← 主な利用者層

②遊具利用、休憩、おしゃべり ← 主な利用内容

③平日、休日とも夕方 ← 主な利用時間帯

凡例(利用内容)

球	球技	通	通り抜け	健	健康づくり
ボ	ボール遊び	遊幼	遊具遊び(幼児)	花	清掃・花壇づくり
幼ボ	幼児のボール遊び	遊児	遊具遊び(児童)	活	コミュニティ活動
イベ	イベント	休	休憩		
散	散歩・ｳｫｰｷﾝｸﾞ	飲食	飲食		

凡例(1 日あたり利用者数)

- 30 人以上
- 5 人から 29 人
- 1 人から 4 人
- 利用者なし

■利用実態調査結果【第四中学校区】

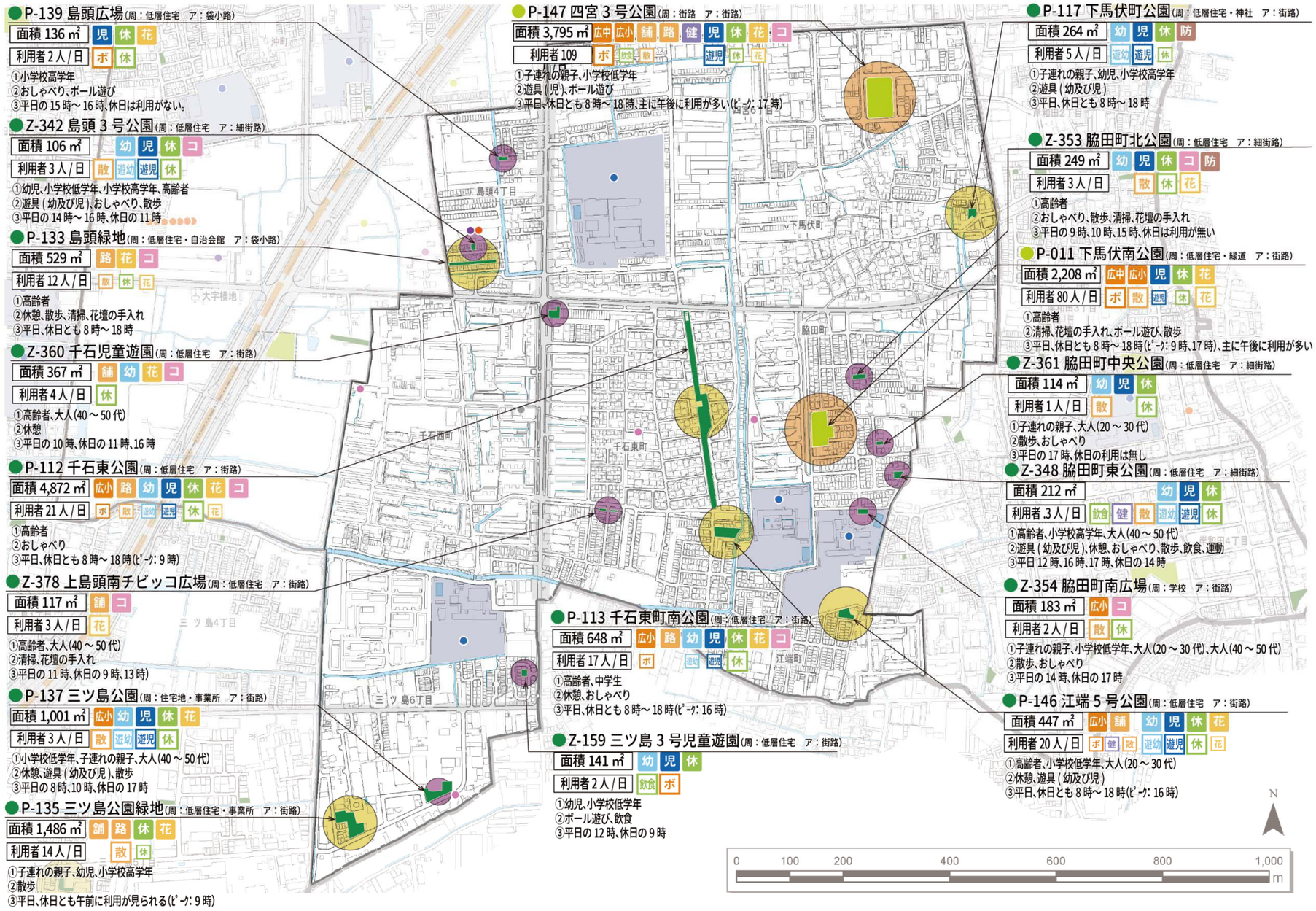

凡例(公園種別)

- 小さな公園(1,500 ㎡未満)
- 中くらいの公園(1,500 ㎡以上)
- 大きな公園 8,000 ㎡以上)
- 分断要素となる鉄道、道路、河川等

凡例(利用特性)

公園番号 / 公園名　隣接環境　アクセス性

P-000 公園名(周：空地　ア：幹線道路)

公園面積 → 面積 1,000 ㎡　広小 路 幼 児 休 ← 施設等からみた機能

1 日当り利用者数 → 利用者数 100 人/日　幼ボ 散 遊幼 遊児 休 ← 利用内容(大：主な利用、小：その他の利用)

①子連れの親子、幼児、高齢者、20 代～ 30 代 ← 主な利用者層

②遊具利用、休憩、おしゃべり ← 主な利用内容

③平日、休日とも夕方 ← 主な利用時間帯

凡例(利用内容)

球	球技	通	通り抜け	健	健康づくり
ボ	ボール遊び	遊幼	遊具遊び(幼児)	花	清掃・花壇づくり
幼ボ	幼児のボール遊び	遊児	遊具遊び(児童)	活	コミュニティ活動
イベ	イベント	休	休憩		
散	散歩・ｳｫｰｷﾝｸﾞ	飲食	飲食		

凡例(1 日あたり利用者数)

- 30 人以上
- 5 人から 29 人
- 1 人から 4 人
- 利用者なし

■利用実態調査結果【第五中学校区（その１）】

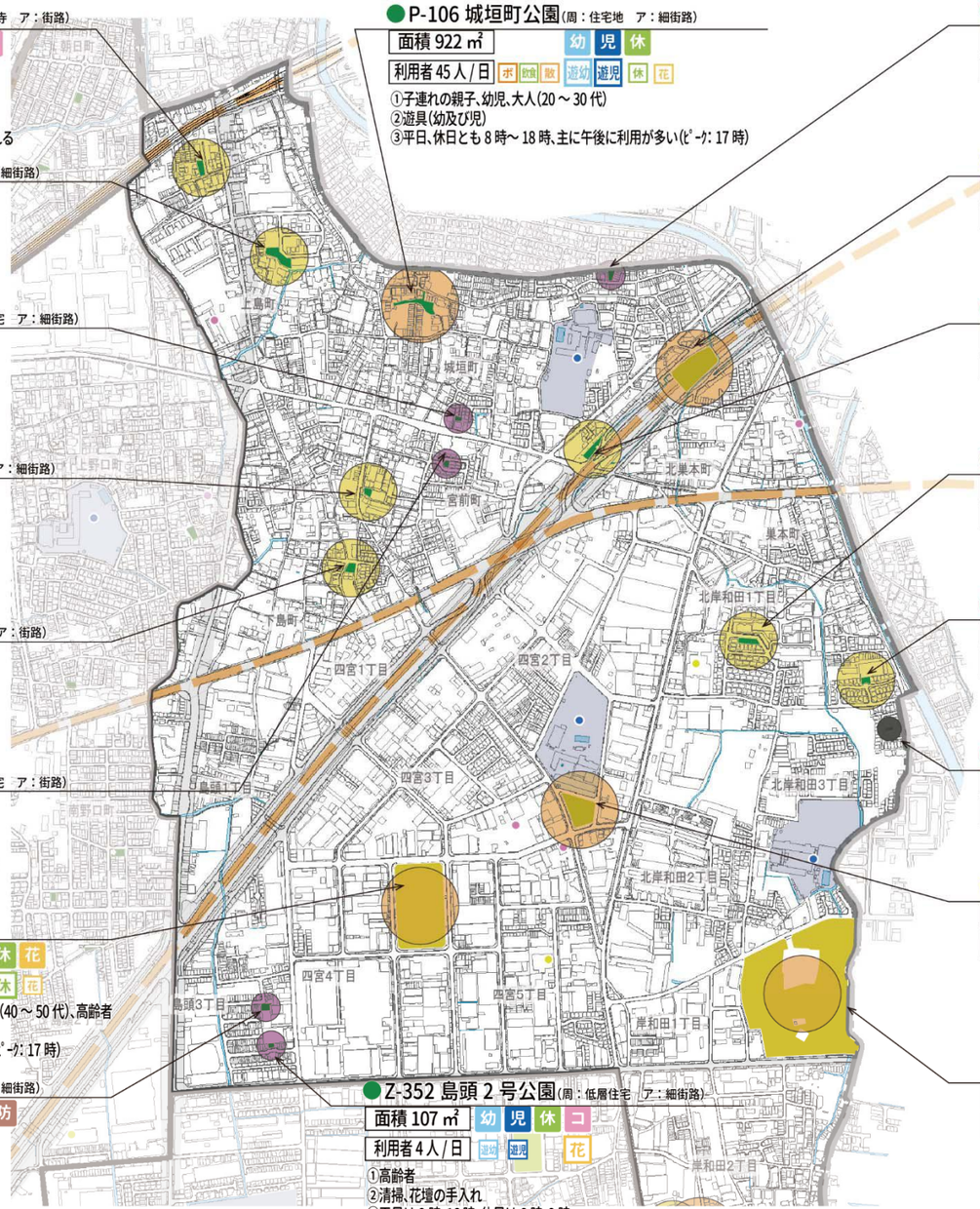

●Z-303 上島町児童遊園（周：低層住宅・寺　ア：街路）

面積 322 ㎡　広小　幼　児　休　花　コ

利用者 17 人/日　ボ　散　遊幼　遊児　休

①高齢者、子連れの親子、幼児、小学校低学年
②遊具（幼及び児）、休憩
③平日、休日とも 8 時～ 18 時、主に午後に利用が見られる

●P-148 上島町東公園（周：低層住宅　ア：細街路）

面積 777 ㎡　舗　路　休　花

利用者 18 人/日　散　休　花

①子連れの親子、幼児、大人（20 ～ 30 代）、高齢者
②散歩、休憩
③平日、休日とも 8 時～ 18 時

●Z-374 城垣 1 号児童遊園（周：低層住宅　ア：細街路）

面積 101 ㎡　児　休

利用者 1 人/日　休

①中学生
②休憩
③平日は 14 時、休日は利用無し

●Z-336 宮前町児童遊園（周：低層住宅　ア：細街路）

面積 186 ㎡　広小　幼　児　休

利用者 11 人/日　ボ　遊幼　遊児　休

①子連れの親子、幼児、小学校低学年、大人（20 ～ 30 代）
②遊具（幼及び児）、ボール遊び、散歩
③平日、休日とも 8 時～ 18 時、（ﾋﾟｰｸ：平日 16 時）

●Z-304 下島町児童遊園（周：低層住宅　ア：街路）

面積 277 ㎡　広小　幼　児　休

利用者 17 人/日　ボ　遊幼　遊児　休

①子連れの親子、幼児、小学校低学年
②遊具（幼及び児）
③平日、休日とも 8 時～ 18 時（ﾋﾟｰｸ：休日 13 時）

●P-157 宮前町北児童遊園（周：低層住宅　ア：街路）

面積 123 ㎡　児

利用者 2 人/日　遊児

①子連れの親子、幼児、小学校低学年、大人（20 ～ 30 代）
②遊具（児）
③平日は 16 時、18 時、休日は利用なし

●P-012 四宮公園（周：街路　ア：街路）

面積 12,849 ㎡　グ　広中　舗　路　幼　児　休　花

利用者 294 人/日　ボ　ボ　飲食　散　遊幼　遊児　休　花

①小学校低学年、小学校高学年、大人（20 ～ 30 代）、大人（40 ～ 50 代）、高齢者
②おしゃべり、ボール遊び、散歩、休憩
③平日、休日とも 8 時～ 18 時、主に午後に利用が多い（ﾋﾟｰｸ：17 時）

●Z-347 島頭 1 号公園（周：低層住宅　ア：細街路）

面積 239 ㎡　幼　児　休　コ　防

利用者 3 人/日　ボ　散　遊幼　遊児　休

①幼児、小学校低学年、中学生、高齢者
②遊具（幼及び児）、ボール遊び、休憩、散歩
③平日は 14 時、休日は 9 時、12 時、15 時

●P-106 城垣町公園（周：住宅地　ア：細街路）

面積 922 ㎡　幼　児　休

利用者 45 人/日　ボ　飲食　散　遊幼　遊児　休　花

①子連れの親子、幼児、大人（20 ～ 30 代）
②遊具（幼及び児）
③平日、休日とも 8 時～ 18 時、主に午後に利用が多い（ﾋﾟｰｸ：17 時）

●Z-352 島頭 2 号公園（周：低層住宅　ア：細街路）

面積 107 ㎡　幼　児　休　コ

利用者 4 人/日　遊幼　遊児　花

①高齢者
②清掃、花壇の手入れ
③平日は 9 時、16 時、休日は 8 時、9 時

●Z-328 青山児童遊園（周：低層住宅　ア：細街路）

面積 197 ㎡　広小　児　休　コ

利用者 5 人/日　散　健　遊児　休

①子連れの親子、小学校高学年、大人（20 ～ 30 代）、大人（40 ～ 50 代）、高齢者
②遊具（児）、おしゃべり、散歩、運動、休憩
③平日 9 時～ 17 時、休日は 14 時

●Z-410 第二京阪高架下北公園（周：幹線道路　ア：幹線道路）

面積 3,304 ㎡　広中　広小　舗　路　幼　児　休　花

利用者 46 人/日　ボ　健　散　遊幼　遊児　休

①小学校低学年、小学校高学年、中学生、大人（20 ～ 30 代）
②散歩、おしゃべり
③平日、休日とも 9 時～ 18 時（ﾋﾟｰｸ：9 時、14 時～ 16 時）

●Z-409 北巣本ポケットパーク（周：幹線道路　ア：幹線道路）

面積 452 ㎡　広小　舗　路　休　花

利用者 11 人/日　ボ　健　散　休　花

①高齢者
②休憩、おしゃべり、散歩
③平日は 10 時～ 18 時、休日は 10 時～ 11 時、17 時～ 18 時

●P-162 北岸和田 2 号公園（周：低層住宅　ア：街路）

面積 360 ㎡　幼　休

利用者 26 人/日　遊幼　休　散

①小学校低学年、小学校高学年
②おしゃべり、遊具（幼）
③平日、休日とも 8 時～ 18 時、主に午後に利用が多い（ﾋﾟｰｸ：14 時、17 時）

●P-161 北岸和田 1 号公園（周：低層住宅　ア：街路）

面積 195 ㎡　幼　児　休

利用者 14 人/日　遊幼　遊児　休　散

①子連れの親子、幼児、小学校低学年、大人（20 ～ 30 代）
②遊具（幼及び児）、おしゃべり
③平日は 11 時～ 18 時、休日は 11 時、16 時

●Z-356 北岸和田 3 号公園（周：低層住宅　ア：細街路）

面積 111 ㎡　幼

利用者なし

●P-013 四宮 1 号公園（周：学校・街路　ア：街路）

面積 2,070 ㎡　広中　広小　幼　児　休

利用者 118 人/日　ボ　飲食　散　遊幼　遊児　休　花

①子連れの親子、幼児、小学校低学年、小学校高学年、：中学生、大人（20 ～ 30 代）
②遊具（幼及び児）、おしゃべり、休憩
③平日、休日とも 8 時～ 18 時、主に午後に利用が多い（ﾋﾟｰｸ：15 時）

●P-013 弁天池公園（周：街路・低層住宅　ア：街路）

面積 34,778 ㎡　広中　広小　舗　路　児　休　花　コ

利用者 1,068 人/日　ボ　ボ　飲食　散　遊児　休　花

①高齢者、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生・大学生、大人（20 ～ 30 代）、大人（40 ～ 50 代）
②おしゃべり、ボール遊び、散歩、休憩
③平日、休日とも 8 時～ 18 時、主に午後に利用が多い（ﾋﾟｰｸ：16 時）

凡例（公園種別）

- 小さな公園（1,500 ㎡未満）
- 中くらいの公園（1,500 ㎡以上）
- 大きな公園 8,000 ㎡以上）
- 分断要素となる鉄道、道路、河川等

凡例（利用特性）

公園番号 / 公園名　　隣接環境　アクセス性

P-000 公園名（周：空地　ア：幹線道路）

公園面積 → 面積 1,000 ㎡　広小　路　幼　児　休 ← 施設等からみた機能

1 日当り利用者数 → 利用者数 100 人/日　地区　散　遊幼　遊児　休 ← 利用内容（大：主な利用、小：その他の利用）

①子連れの親子、幼児、高齢者、20 代～ 30 代 ← 主な利用者層
②遊具利用、休憩、おしゃべり ← 主な利用内容
③平日、休日とも夕方 ← 主な利用時間帯

凡例（利用内容）

球	球技	通	通り抜け	健	健康づくり
ボ	ボール遊び	遊幼	遊具遊び（幼児）	花	清掃・花壇づくり
幼ボ	幼児のボール遊び	遊児	遊具遊び（児童）	活	コミュニティ活動
イベ	イベント	休	休憩		
散	散歩・ｳｫｰｷﾝｸﾞ	飲食	飲食		

凡例（1 日あたり利用者数）

- 30 人以上
- 5 人から 29 人
- 1 人から 4 人
- 利用者なし

■利用実態調査結果【第五中学校区（その２）】

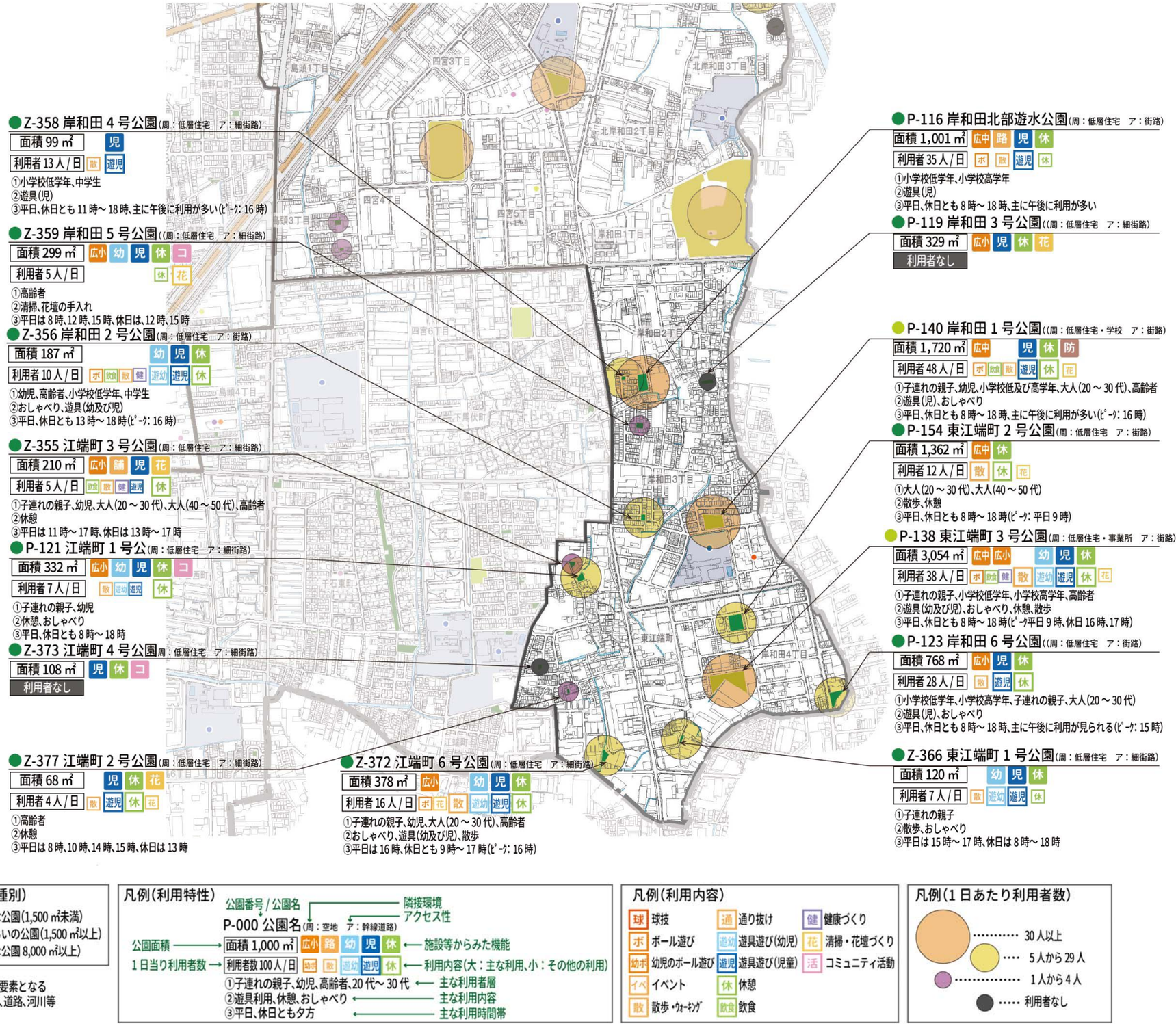

■利用実態調査結果【第七中学校区】

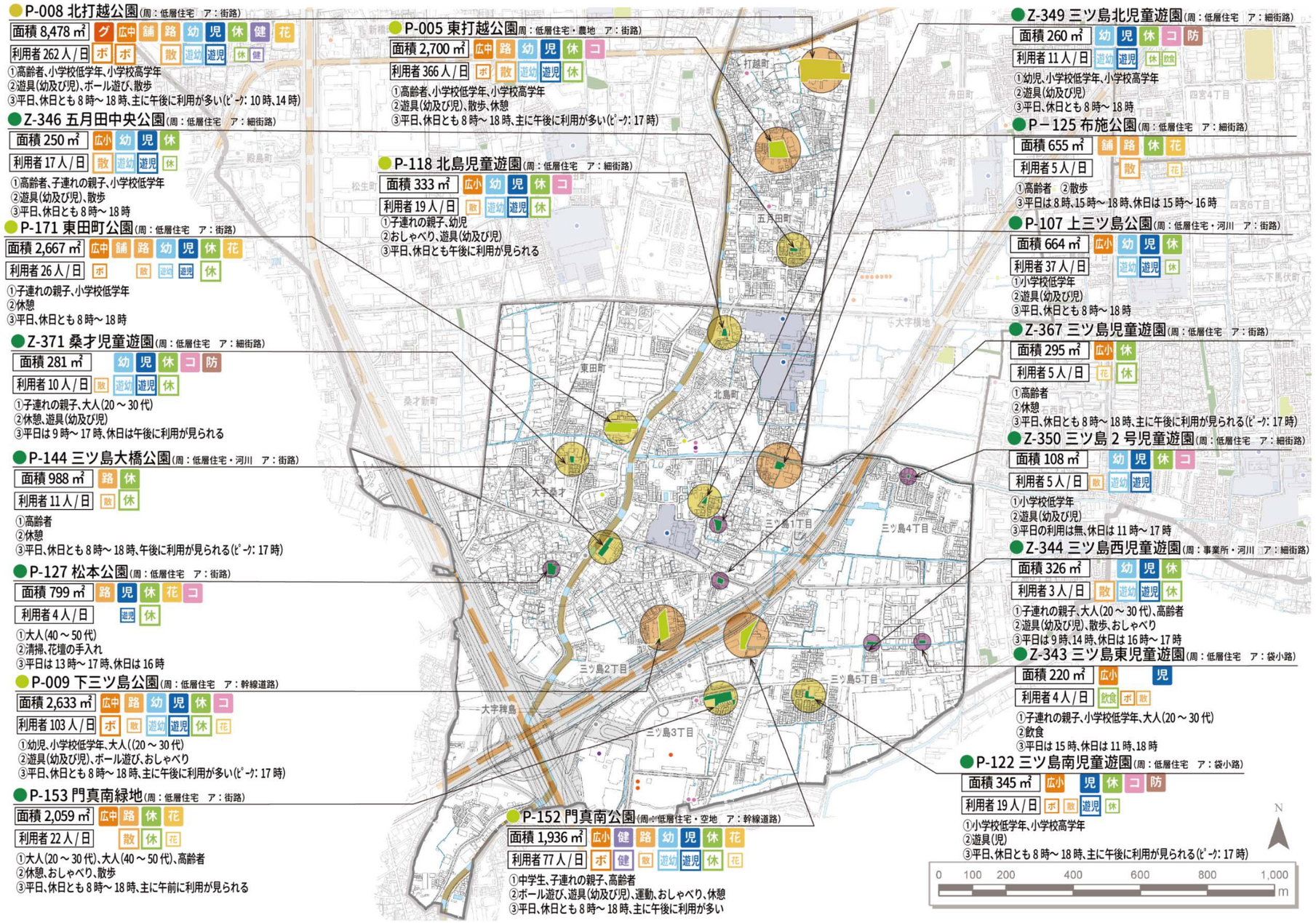

凡例(公園種別)

- 小さな公園(1,500 ㎡未満)
- 中くらいの公園(1,500 ㎡以上)
- 大きな公園 8,000 ㎡以上)
- 分断要素となる鉄道、道路、河川等

凡例(利用特性)

公園番号 / 公園名　隣接環境　アクセス性

P-000 公園名(周：空地　ア：幹線道路)

公園面積 → 面積 1,000 ㎡　広小 路 幼 児 休 ← 施設等からみた機能

1 日当り利用者数 → 利用者数 100 人/日　幼ボ 散 遊幼 遊児 休 ← 利用内容(大：主な利用、小：その他の利用)

①子連れの親子、幼児、高齢者、20 代～ 30 代 ← 主な利用者層

②遊具利用、休憩、おしゃべり ← 主な利用内容

③平日、休日とも夕方 ← 主な利用時間帯

凡例(利用内容)

球	球技	通	通り抜け	健	健康づくり
ボ	ボール遊び	遊幼	遊具遊び(幼児)	花	清掃・花壇づくり
幼ボ	幼児のボール遊び	遊児	遊具遊び(児童)	活	コミュニティ活動
イベ	イベント	休	休憩		
散	散歩・ｳｫｰｷﾝｸﾞ	飲食	飲食		

凡例(1 日あたり利用者数)

- 30 人以上
- 5 人から 29 人
- 1 人から 4 人
- 利用者なし

■利用実態調査結果【門真はすはな中学校区（その１）】

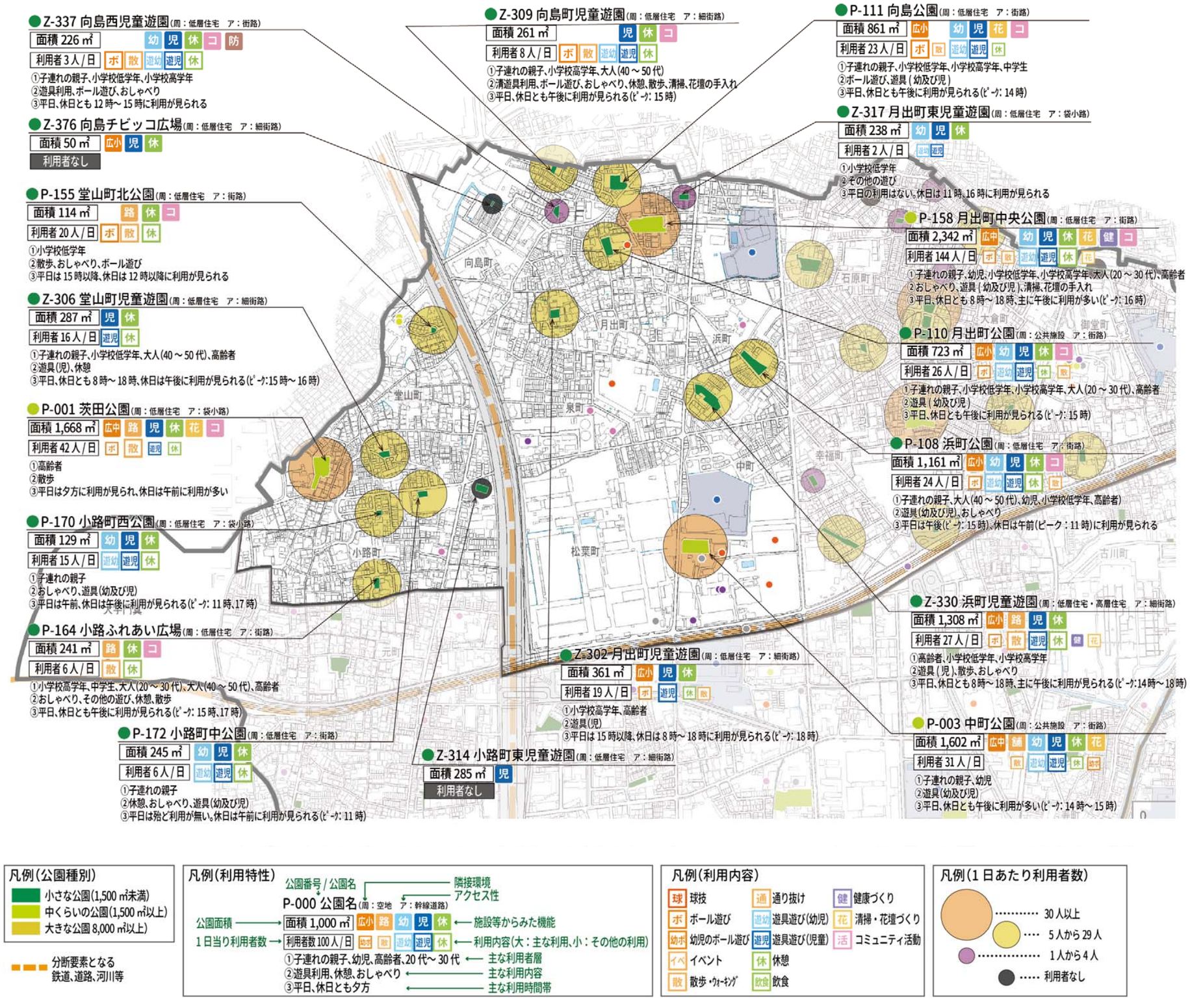

■利用実態調査結果【門真はすはな中学校区（その２）】

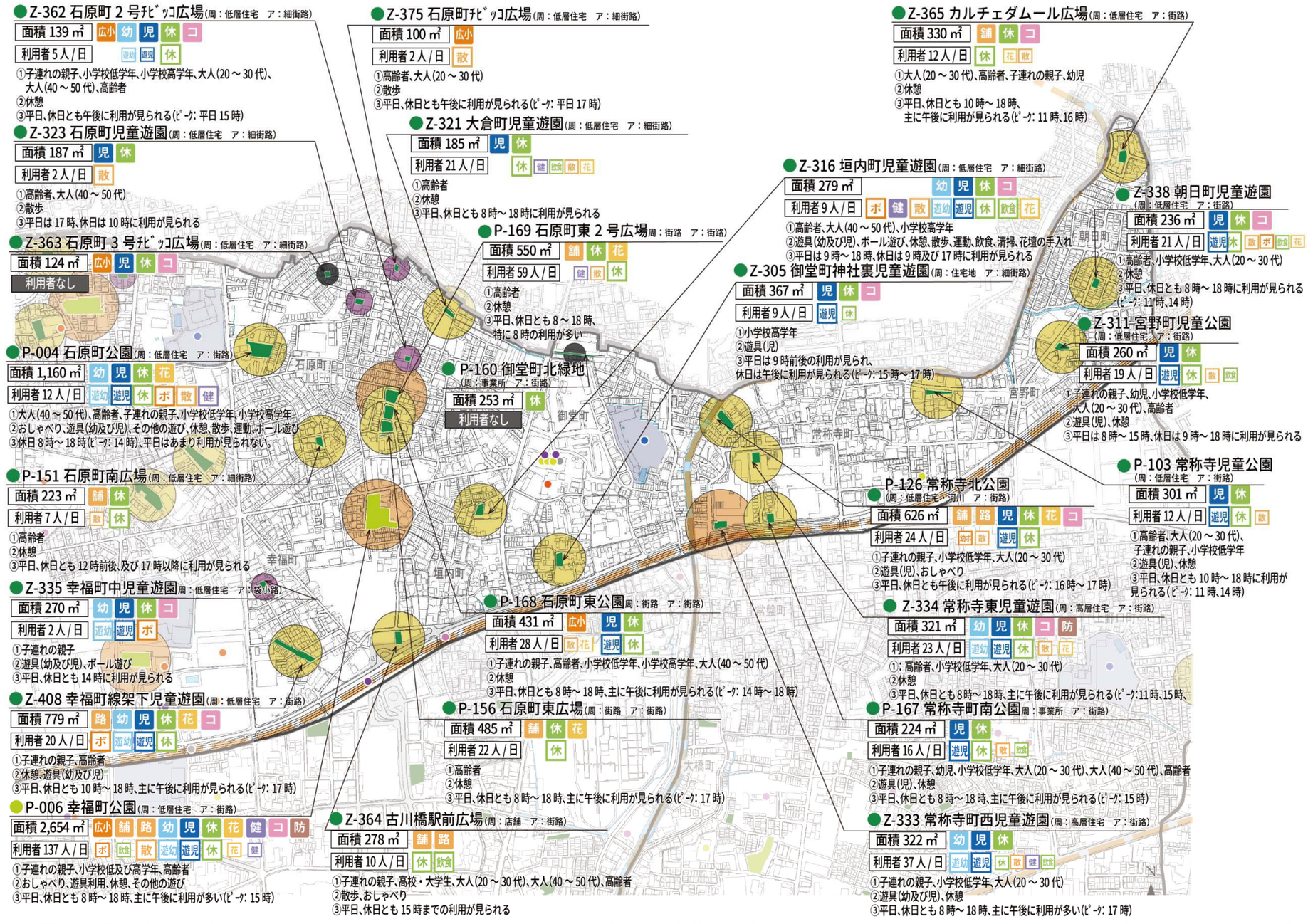

凡例（公園種別）

- 小さな公園(1,500 ㎡未満)
- 中くらいの公園(1,500 ㎡以上)
- 大きな公園 8,000 ㎡以上)
- 分断要素となる鉄道、道路、河川等

凡例（利用特性）

公園番号/公園名　P-000 公園名(周：空地　ア：幹線道路)　隣接環境　アクセス性

公園面積 → 面積 1,000 ㎡　広小 路 幼 児 休 ← 施設等からみた機能

1 日当り利用者数 → 利用者数 100 人/日　幼子 散 遊幼 遊児 休 ← 利用内容(大：主な利用、小：その他の利用)

①子連れの親子、幼児、高齢者、20 代～30 代 ← 主な利用者層

②遊具利用、休憩、おしゃべり ← 主な利用内容

③平日、休日とも夕方 ← 主な利用時間帯

凡例（利用内容）

球	球技	通	通り抜け	健	健康づくり
ボ	ボール遊び	遊幼	遊具遊び(幼児)	花	清掃・花壇づくり
幼ボ	幼児のボール遊び	遊児	遊具遊び(児童)	活	コミュニティ活動
イベ	イベント	休	休憩		
散	散歩・ｳｫｰｷﾝｸﾞ	飲食	飲食		

凡例（1 日あたり利用者数）

- 30 人以上
- 5 人から 29 人
- 1 人から 4 人
- 利用者なし

※コラム：人気の公園

・市民アンケート、子どもアンケートで特に人気の公園を紹介。
・人気の公園は、校区を越えて利用されている。

※コラム：ボール遊びの利用状況について

・多くの公園では、近隣の方からの苦情もあり、ボール遊びがしづらい状況。
・しかし実際には広場が限られている小さな公園でも、ボール遊びが見られ、身近な公園でボール遊びがしたいというニーズがあると考えられます。
・ボール遊びのニーズと、その他の公園利用を安心してできるように、また、近隣の方々の迷惑にならないように、また、理解を得ながら、ボール遊びができる場所の確保が必要だと考えられます。

（５）その他の関連する事項

①公共公益施設や地域施設

・公園と同様の機能を有する公共公益施設や地域施設が存在しています。

・自治会館など、公園と隣接し一体的に利用されているものもあります。

図 13　公園と一体的に利用されている施設

②緑を感じる歩行空間

・道幅が狭く歩道が確保されていない道路が多い中、緑道や水路跡を活用した遊歩道が存在しています。

・プランター緑化されたものや、砂子水路のように桜並木を楽しめる歩行空間も存在しています。

図 14　緑を感じる歩行空間

③関連するまちづくり事業

土地区画整理事業による新たな公園整備、旧第一中学校跡地活用、第四中学校区における小中学校の再編統合、門真市駅や古川橋駅周辺においては、エリアマネジメントの取り組みが進められています。これらのまちづくりに応じた既存公園のあり方や、新規公園の役割などを検討する必要があります。

門真市旧第一中学校跡地整備活用方法について

本市では、京阪電鉄古川橋駅北側にある廃校となった旧第一中学校跡地とその周辺において、密集市街地の解消を目的とした住宅市街地総合整備事業と土地区画整理事業によって基盤整備を行い、本市が生涯学習複合施設と交流広場を整備し、そのほかの本市所有地を高層共同住宅・商業・サービス等ゾーンとして民間事業者による活用を想定したまちづくりを実施する予定としています。

本市の顔となる中心拠点の創出を図る中で、計画地と隣接する幸福町公園や、新たに整備予定の交流広場などのオープンスペースのあり方について考える必要があります。

●各施設の土地利用計画図（案）

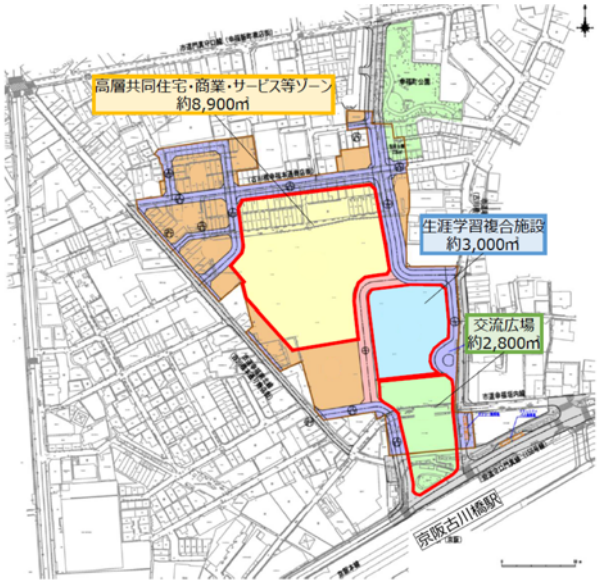

※道路・公園及び敷地の形状・規模等は、土地区画整理事業による仮換地指定をもって確定する

門真市駅周辺エリアリノベーションビジョンについて

門真市駅は交通利便性が高く、駅周辺には企業の業務地が立地していますが、空き家や空き店舗が多く、エリアの価値が低下しています。しかしながら、駅周辺には駅前広場、公園、図書館、公民館等の活用が検討できる公共施設や公共空間があり、本ビジョンは、公共施設や公共空間を公民連携で活用しながら、エリア価値向上や賑わい創出につなげていくための方向性をまとめたものです。

エリアの将来イメージ

エリア内には、新橋公園、柳町公園などが立地しており、駅周辺エリアのにぎわいづくりに向けた利活用の促進が求められています。

図 15　関連するまちづくり事業（例）

02 公園にかかわる市民ニーズ

（1）市民ワークショップの実施

地域の実情を踏まえ、市民の皆さんに共感いただける実現性のある計画とするため、市民ワークショップを実施し、「公園がどんな場所になったらいい？」「どんなふうに使いたい？」「自分たちにできることは？」といったことについて意見交換を行いました。

①市民ワークショップの実施概要

第１回は、市全域から参加者が一堂に会し、市民ワークショップの目的や本市の公園の現状と課題を共有しました。第２回、第３回は、６つの地域（中学校区）それぞれで実施し、地域の特性を考えながら、自分たちの地域の公園がどんな公園になったらよいかについて話し合いました。第４回は、各地域で話し合ったことを共有するため、発表会を行いました。

第１回「みんなが憩える、魅力あふれる門真市の公園とは？」
【目的】公園の現状と課題、市民ワークショップの目標共有
令和３年７月

第２回「わがまちの公園はどんな公園？」
【目的】地域の公園の実情の把握と公園の可能性の検討
６つの地域ごとに実施
第二中　第三中　第四中　第五中　第七中　門真はすはな中
令和３年９～10月

第３回「わがまちの公園を考えよう！」
【目的】地域の特性に応じた公園の方向性の検討
６つの地域ごとに実施
第二中　第三中　第四中　第五中　第七中　門真はすはな中
令和３年11～12月

第４回「みんなが憩える、魅力あふれる公園を目指して！」
【目的】ワークショップの成果の共有
令和４年２月

②市民ワークショップ各回のテーマとまとめ

各回のテーマと内容	各回のまとめ ＜計画反映のポイント＞
第１回 「みんなが憩える、魅力あふれる門真市の公園とは？」 ●開催の目的や、地域ごとに異なる公園の成り立ち、公園の特徴と課題、公園にかかわる社会潮流等を共有。 ●地域ごとの班に分かれて、どんなふうに公園を使っているか、どんな公園になったら良いかについて意見交換。 	子どもの遊び、地域のお祭り、健康づくりなど、皆さんそれぞれに利用されていることが分かりました。 各地域で利用者がほとんど見られない公園があることが分かりました。 小さな公園の有効活用や使い分けに関する意見やアイデアをたくさんいただきました。
第２回 「わがまちの公園はどんな公園？」 ●地域にはどんな公園があるのか、動画やマップなどで確認。 ●地域の公園がどんな公園になったら良いか、「利用者」「利用内容」「必要な施設」の組み合わせで考える、カードゲーム形式で楽しく意見交換。 	公園が限られる中で、自分たちだけではなく、高齢者や子ども達など、様々な利用者の立場になって考えることが大事。 中くらいの公園が多い地域、少ない地域、また、小さな公園がたくさんある地域など、地域の特徴をふまえて、どんな公園が必要か考えることが大事。
第３回 「わがまちの公園を考えよう！」 ●公園がどんなところにあるのかなど、地域の特性や立地環境などをあらためて確認。 ●一つ一つの公園について、どんな公園になったら良いかを考え、地域に見立てた「地域の公園ボード」を作成。 	計画の基本的な方向性についてまとめることができました。 ●大・中・小それぞれの公園の規模に応じた使い分けや工夫を！ ●子どもから高齢者まで、多世代が一緒に使いやすい公園に！ ●新しい遊びやイベントをもっと公園でできるように！ ●公園や地域の資源をつないで歩きやすいまちに！ ●防災にも役立ち、安全に、安心して使える公園に！
第４回 「みんなが憩える、魅力あふれる公園を目指して！」 ●各地域の発表者の皆さんによる発表会を行い、計画の策定に向けた５つの基本的な方向性について確認。 ●審議会委員の方々からのコメントや意見交換などを交えながら、各地域で共通する意見や、みんなで大切にしたいことについて共有。 	

市民のみなさんが使いやすい公園にしていくための基本的な方向性として整理。
「公園もまちも一緒に考えて、みんながもっと楽しめる公園に！」

③市民ワークショップ結果

全４回実施したワークショップを通じて、皆さんが使いやすい公園にするための基本的な方向性について、以下の通りまとめることができました。

参加者のご意見	市民の皆さんが使いやすい公園にしていくための基本的な方向性
○複数の公園を一緒に考える。 ○使われていない小さな公園をまとめて中くらいの公園に。 ○小さな公園は幼児や高齢者向けに。中くらいの公園は小学生がのびのび遊べるように。	**大・中・小それぞれの公園の規模に応じた使い分けや、使い方の工夫が必要！**
○ボール遊びが時間帯や内容に関するルールやしくみが必要。 ○小さな公園は、利用者や利用内容に応じて使いやすく。 ○誰もが使いやすいインクルーシブな公園に。	**時間や場所をすみ分けながら、子どもから高齢者まで、だれもが使いやすい公園に！**
○移動販売車やマルシェなど、子育て世代や若者、大学生も楽しめる公園に。 ○みんなが集まるきっかけになる場所に。例えばコミュニティ菜園づくりなどのしかけを。 ○若者の自由な表現、チャレンジできる公園。	**新しい遊びや、にぎわいイベントなどを、もっと公園でできるように！**
○散歩がてら、買い物がてらに気軽に立ち寄れる、暮らしの動線上の公園を大切に。 ○点在する小さな公園や地域の資源をつないで、健康歩き道に。 ○自治会館など併設の公園は愛着がある。	**公園や地域の資源をネットワークして歩きやすいまちに！**
○公園の規模に応じた防災機能の充実を。 ○見通しをよくして、みんなが安心して使いやすい公園に。 ○人が集まれば地域の見守りにつながる。地域の人が集まるきっかけが生まれる場所に。	**防災にも役立ち、安全に、安心して使える公園に！**

市民ワークショップでは、公園の利活用などに関する具体的なアイデアについてのご意見もたくさんいただくことができました。これらのアイデアは、具体方策の検討にあたっての参考とさせていただきました。

※コラム：東小学校の発表

・パークミーティングニュース４号の中面の内容を記載

（2）市民アンケート・こどもアンケートの実施

①アンケート実施概要

公園の利用状況や公園に対する市民ニーズを把握するため、市民アンケートを以下の通り実施しました。

＜市民アンケート実施概要＞

■調査対象者：市内在住の 16 歳以上の市民から無作為抽出【1,500 名】

■調査方法：郵送配布・回収による調査

■調査時期：調査票の投函：令和３（2021）年５月 28 日（金）

回収期限：令和３（2021）年７月５日（月）

■回収率：有効回答数 483 票（回収率 32.2%）

■回答者属性

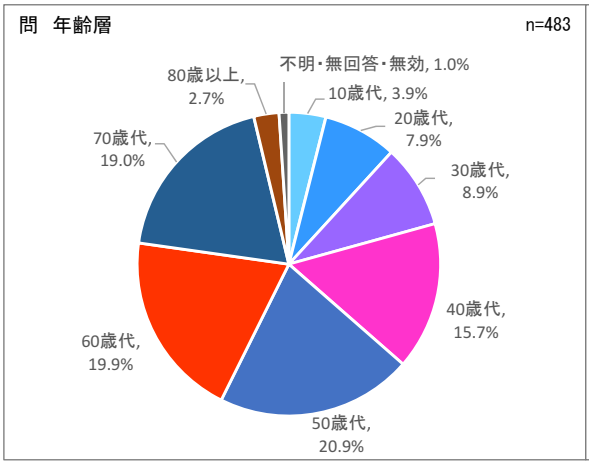

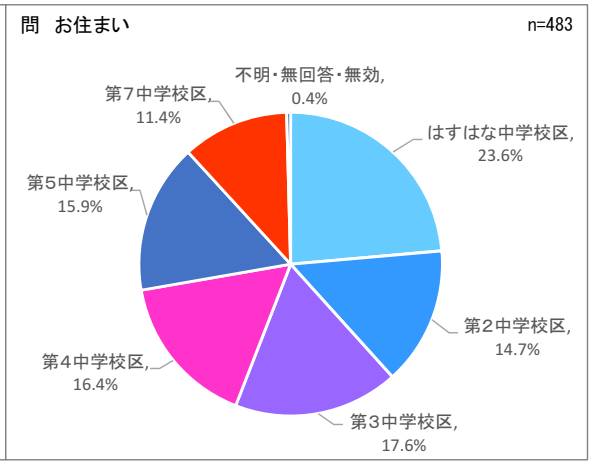

＜こどもアンケート実施概要＞

■調査対象者：市内全 14 小学校及び 6 中学校を対象に、小学校低学年（2 年生）、小学校高学年（5 年生）、中学生（2 年生）を対象として実施

■調査方法：各学校を通じた直接配布・回収による調査

■調査時期：令和３（2021）年５月～６月

■回収結果：小学校低学年（２年生）：407 票

小学校高学年（５年生）：473 票

中学校（２年生）：195 票　　合計 1,075 票

②市民アンケート結果

■公園の利用状況

・一人で行く人や、自分の子どもや孫と一緒に行く人が多いようです。

・利用頻度は、週１回以上の高頻度で利用されている人及び月１回以上の人がそれぞれ約２割となっています。また、公園には行かない人が約４割を占めています。

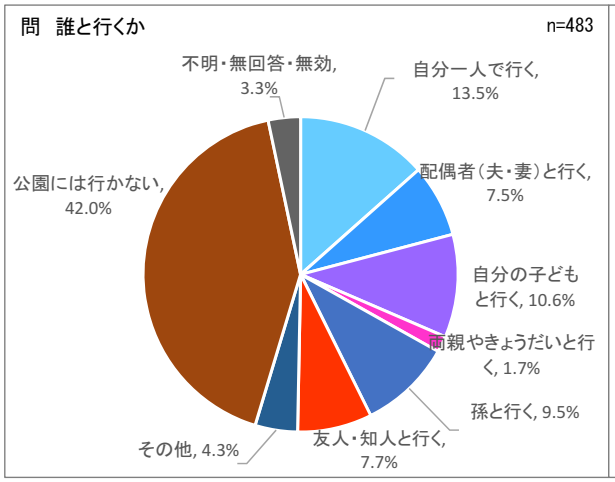

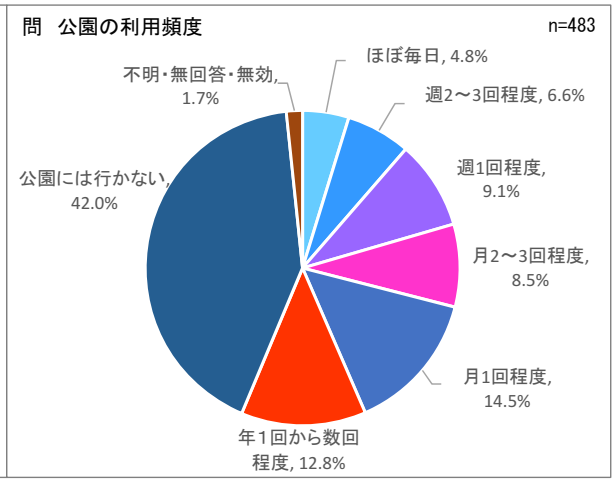

・よく利用する公園については、弁天池公園が突出して多く、市全域から利用者が訪れていることが伺え、続いて幸福町公園や北島東町公園、柳町公園など、各地域の拠点となる中くらいの公園がよく利用されています。

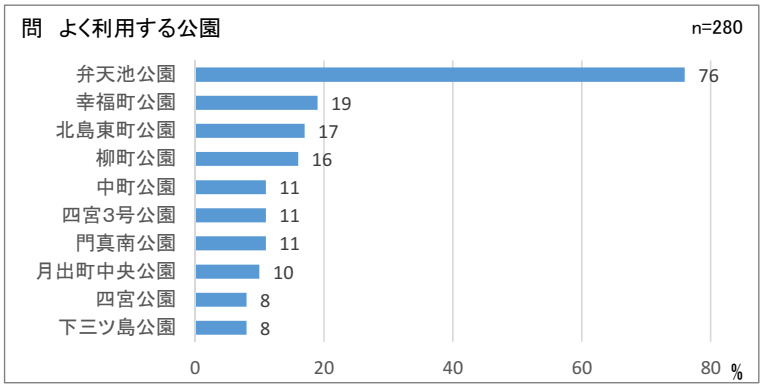

■公園へのニーズ

・公園でできれば良いと思うことについては、「幼児の遊び」「広場やグラウンドでの遊び」といった子ども達の遊び場の充実に関するものや、「親子や友人とのピクニック」など、子育て世代が過ごしやすい場所へのニーズが高いことがわかりました。

・「散歩やジョギング」など、健康づくりの場としての充実が求められていることがわかりました。

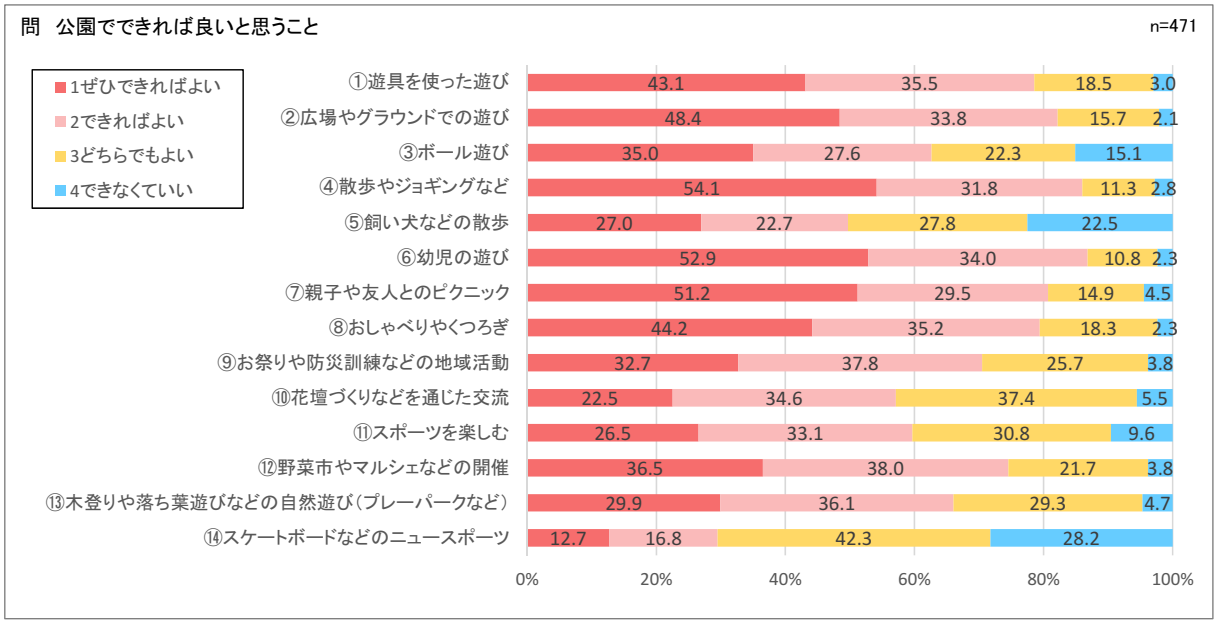

・身近な公園に対するニーズでは、小さな子どもが遊びやすい公園、健康づくりができる公園へのニーズが高いことが分かりました。

・防災面での機能についてもニーズが高いことがわかりました。

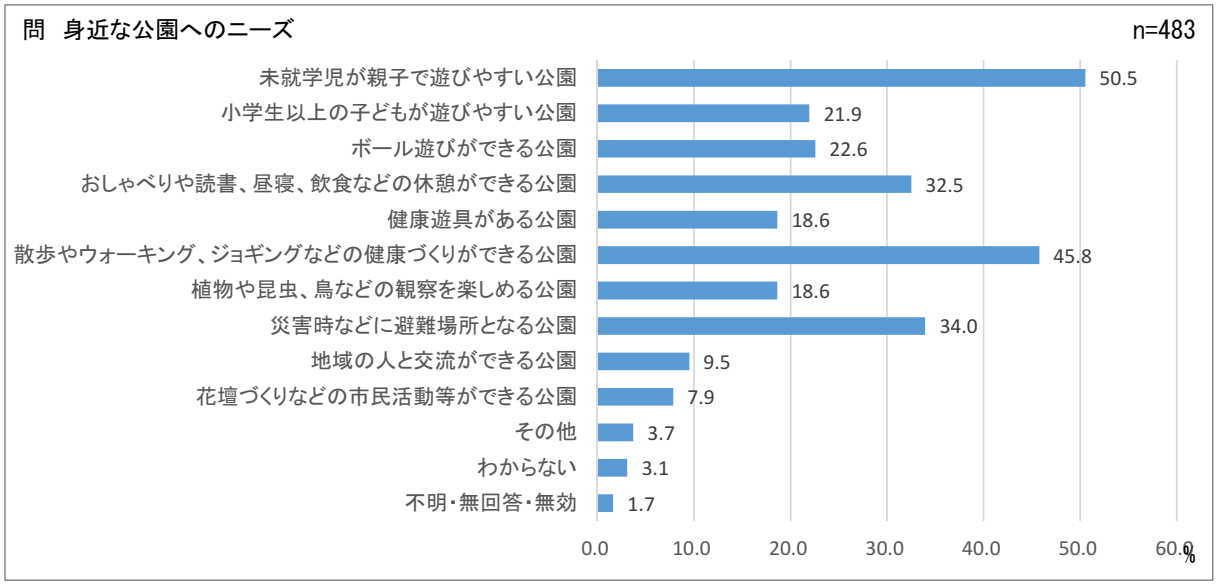

・利用されていない小さな公園の活用について、このまま存続させるよりも、必要に応じて他の公共施設の用地として活用するなど、有効に活用することを望む意見が多い結果となりました。

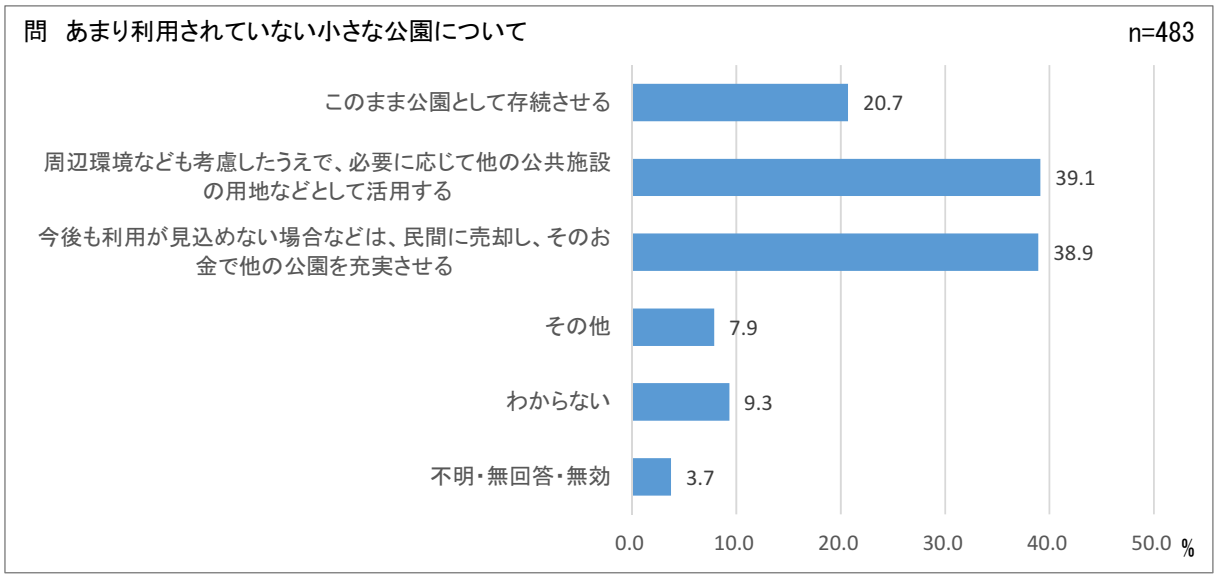

・弁天池公園などの大きな公園については、自然を楽しめる公園を求める意見が多く、貴重な自然資源を活かすことが求められていることがわかりました。
・親子でゆっくり遊べる、イベントやワークショップ、移動販売車（キッチンカー）やマルシェなど、子育て世代が楽しめる公園へのニーズが高いことがわかりました。

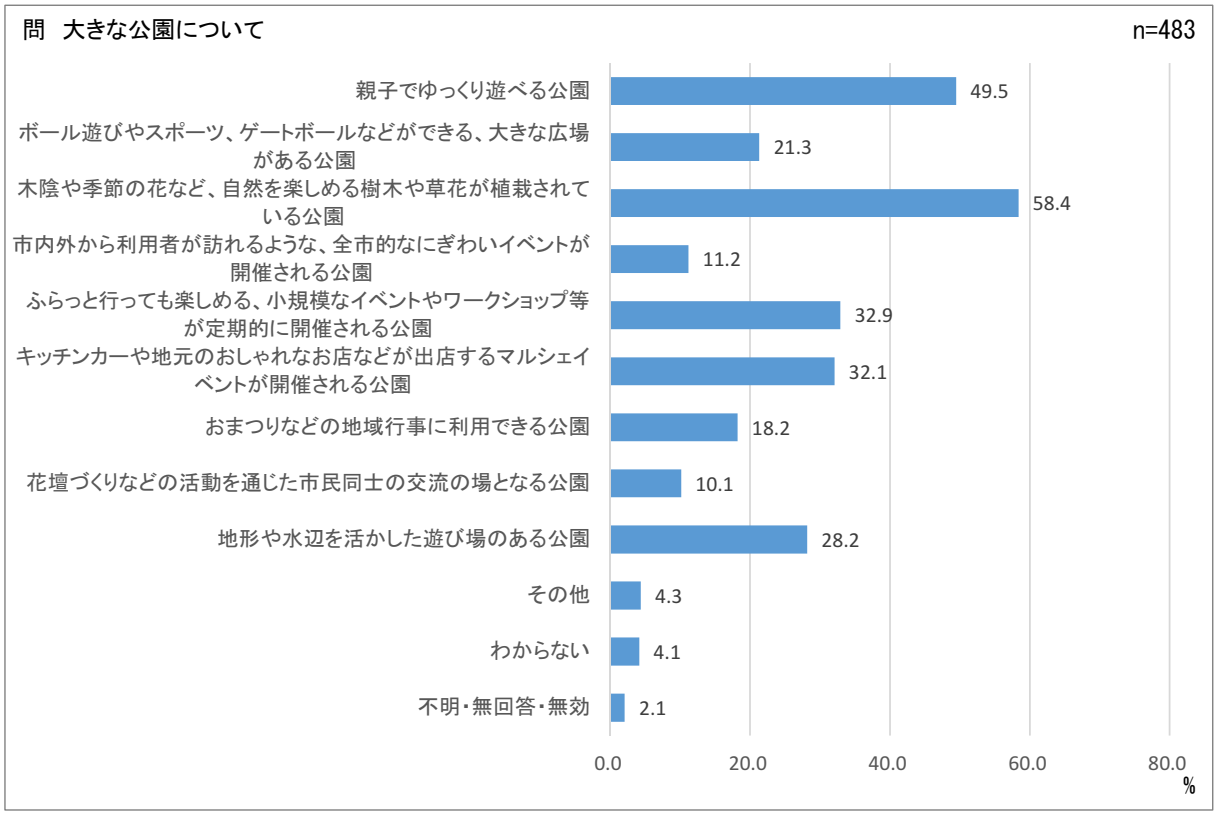

・ボール遊びについては、全面的に禁止した方が良いという意見は少数で、道具や場所、時間帯などを工夫するのであれば、ボール遊びをしても良いと思うという意見が多く、ボール遊びができる場所へのニーズが高いことがわかりました。

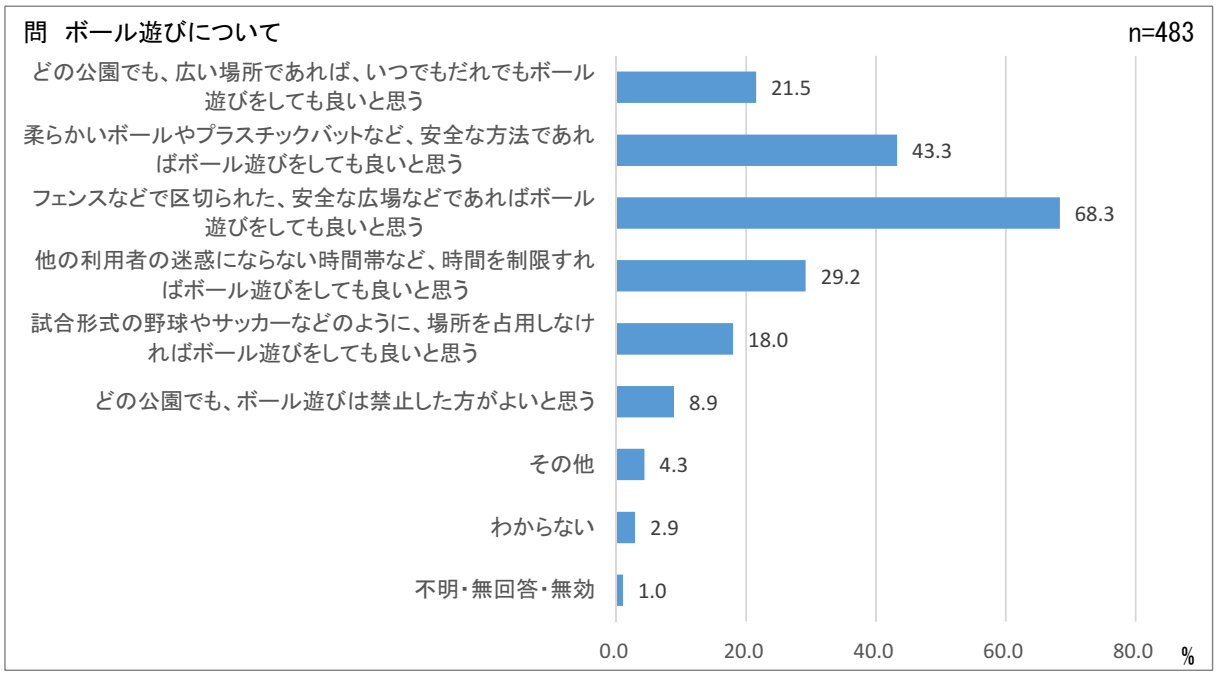

・不安に思うこととしては、特にないという意見が最も多い結果となりましたが、公園内が暗い、人気（ひとけ）が無い、といった不安の声も多いことから、より安心して利用できる公園へのニーズが高いことが分かりました。

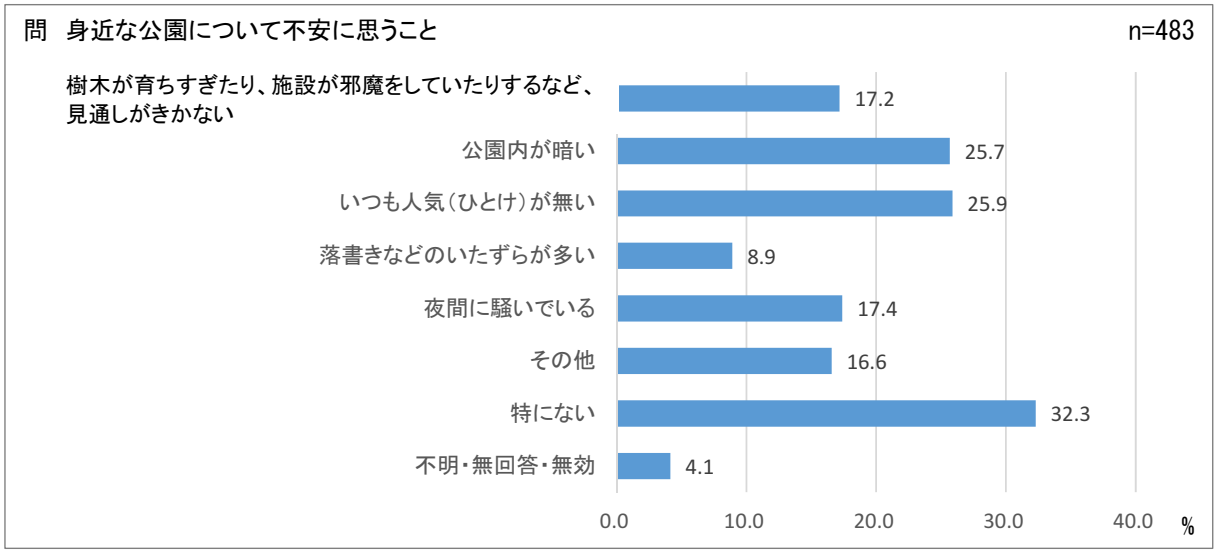

③こどもアンケート結果

・よく行く公園について、第二中学校区、第四中学校区など、校区内に中くらいの公園が少ない地域では、身近な公園だけではなく、校区外の中くらいの公園や大きな公園も良く利用されていることがわかりました。

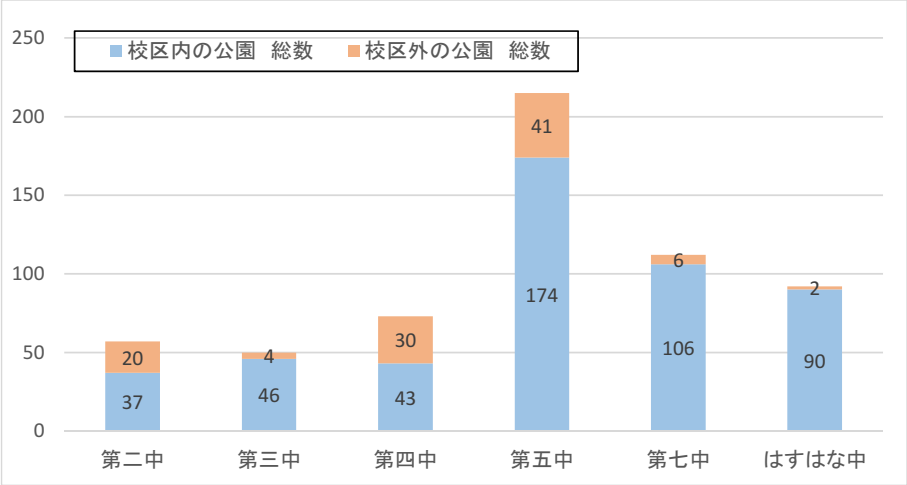

・小学校低学年は遊具遊び、高学年は広場遊び、中学生は友達とのおしゃべりが最も多く、年齢層ごとに遊びの内容が異なることがわかりました。

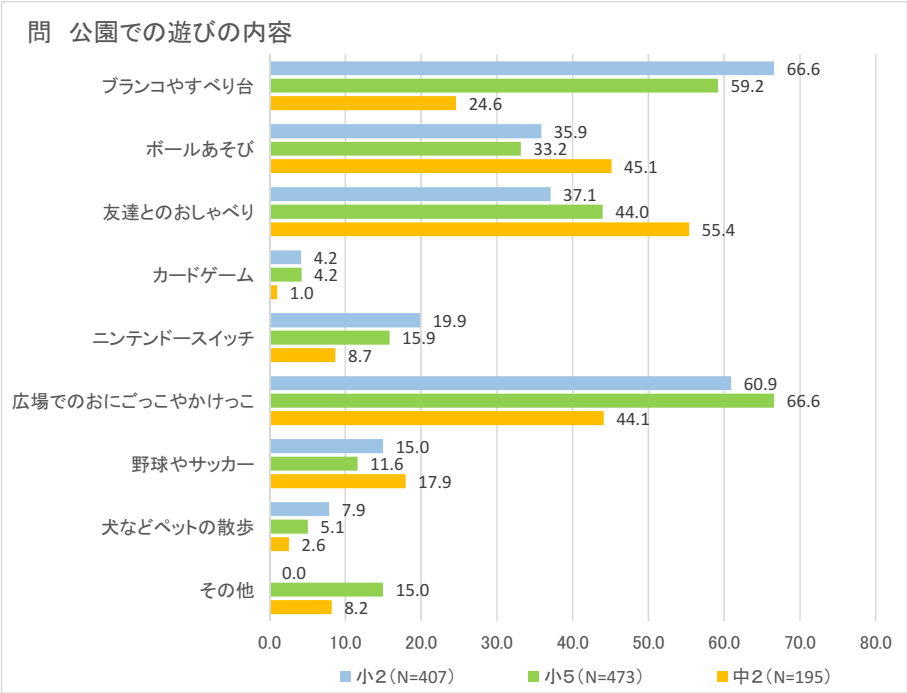

・ボール遊びやバスケットボールやテニスなど体を動かす遊びへのニーズが高いことが分かりました。
・中学生はおしゃべりの場としてもニーズが高いことがわかりました。
・自由記述では、ボール遊びやアスレチック、各種球技、ジェイボードやスケートボードなどといった体を動かす遊びを挙げる意見が多く、遊具遊びだけではない多様な遊びの場へのニーズがあることがわかりました。

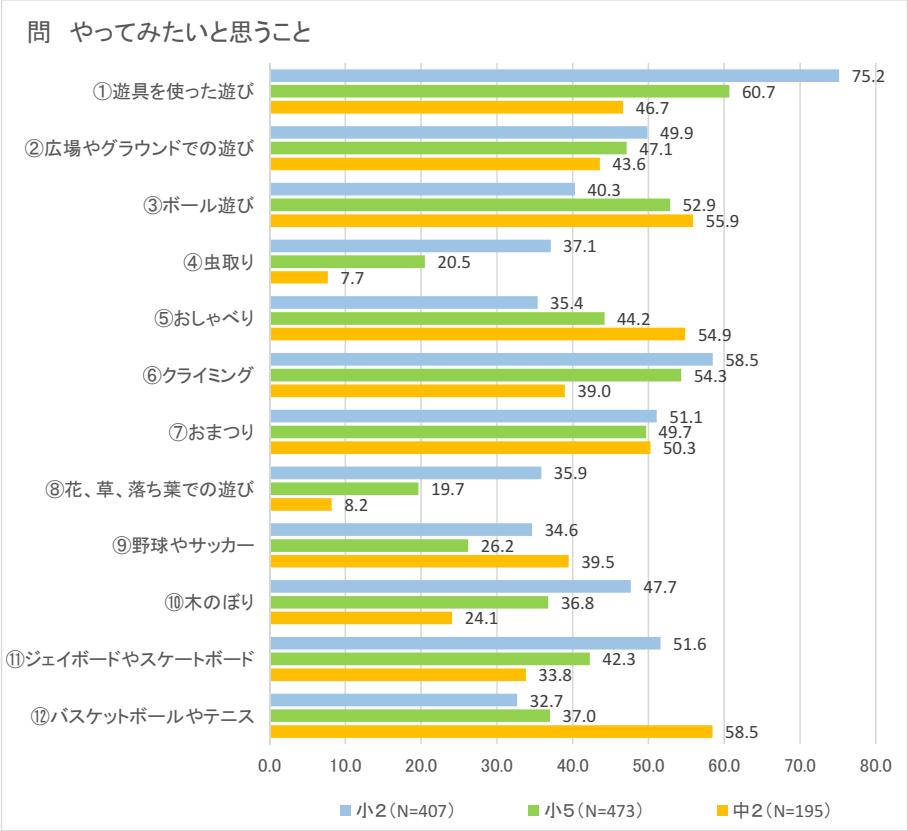

※コラム：社会実験の結果からみた子どもの遊び場のニーズ

・投げる系の遊び（まとあて、フリスビー、わなげ）など、体を動かす遊びのニーズ
・遊具遊びだけではない、環境を活かした遊びの可能性

03 公園の課題とニーズ

本市の公園の現状や公園にかかわる課題とニーズについて、以下のように整理しました。

■課題 01 公園の配置や機能が偏在しています。

・大きな公園や中くらいの公園が少ないうえに、地域によって配置状況に偏りがあります。
・同じような遊具が設置された小さな公園が近接して複数存在するなど、公園の機能の重複や偏在がみられます。

どこにでもあるような遊具が設置された公園

■課題 02 十分に利用されていない小さな公園が多数存在しています。

・公園の機能とニーズのミスマッチが生じていることに加えて、遊具などの施設の老朽化が進んでいます。
・立地が悪くアクセスしづらい公園や、住宅地などに囲まれていることなどから利用しづらい公園が多数存在しています。

老朽化した遊具、住宅に囲まれた公園

■ニーズ01 子育ての場、子どもの成長の場として期待されています。

・ボール遊びなど、子どもがのびのびと遊べる公園が求められています。
・老朽化した遊具を安全で使いやすく、楽しく遊べる遊具に変えていくことが求められています。
・子育て世代も楽しく、子どもと一緒に過ごしやすい公園が求められています。

子どもがのびのびと遊べる公園（イメージ）

・樹林や水辺といった自然環境など、公園ごとの特徴を活かして、子どもが多様な遊びを体験できる公園が求められています。

■ニーズ02 いきいきと健康的な暮らしを支える場として期待されています。

・散歩や日常生活の中で立ち寄りやすく、大人や高齢者も利用しやすい公園が求められています。
・緑を感じる遊歩道、公共公益施設や自治会館などまちの様々な資源と連携して、歩いて巡りやすい公園が求められています。
・誰かと出会い、関わり合うことで、地域コミュニティの維持や活性化のきっかけになる公園が求められています。

地域コミュニティ醸成のきっかけになる公園（イメージ）

■ニーズ03 安全・安心な暮らしを支える場として期待されています。

・災害時などに役立つ公園が求められています。
・子どもを安心して遊ばせられる公園が求められています。

災害時に役立つ公園（イメージ）

■ニーズ04 にぎわいと活気を生み出す場として期待されています。

・飲食サービスやおしゃれなイベントなど、子育て世代や若者も楽しめる新しい過ごし方ができる公園が求められています。
・アートや音楽イベントなど、若者をはじめ、誰もが自由に表現できる、やりたいことにチャレンジできる公園が求められています。

やりたいことにチャレンジできる公園（イメージ）

このように、配置や機能の偏在、施設の老朽化、市民ニーズとのミスマッチなどといった課題を抱える一方で、限られたスペースを子育て、健康づくり、快適で安全安心な暮らし、賑わいづくりなど、まちづくりに関する様々な場面で活用していくことが期待されています。

04 基本目標・基本方針

本市の公園の課題とニーズに対応し、計画を実行していくための基本目標と基本方針を設定します。

（1）基本目標

地域によって公園のある環境は多様であり、その地域特性によって利用者層や利用内容は異なっています。このため、利用者がお互いに譲り合ったり、公園を使い分けたりすることで、限られたスペースを有効活用することが必要です。さらに、公園だけでは補いきれない地域では、公園以外の資源も一緒に考えることで、小さな子どもから高齢者まで、多様な利用者のニーズに対応した、みんなが楽しめる公園が求められています。

これらのことを踏まえ、「公園もまちも一緒に考えて、みんながもっと楽しめる公園に！」を本計画の基本目標として掲げます。

公園もまちも一緒に考えて、みんながもっと楽しめる公園に！

（２）基本方針

基本目標の達成に向けた取組を進めるにあたり、以下の５つの基本方針を掲げます。

基本方針１　多機能化・拡充による公園の魅力アップ

子どもがのびのびと遊べる公園や、子育て世代も楽しめる公園、若者が様々なことにチャレンジできる公園など、新たな過ごし方や楽しみ方ができる魅力的な公園づくりのため、大きな公園や中くらいの公園のリニューアル整備を実施します。また、まちづくりに関連する各種事業などに併せて用地の確保が可能な場合は、新たな公園整備についても検討します。

基本方針２　大・中・小それぞれの規模に応じて役割を見直し、機能を見直して使いやすい公園づくり

大きな公園や中くらいの公園は、様々な利用者が訪れることを想定し、小さな公園ではしづらいイベント利用やボール遊びなどができるように、地域ごとの公園の立地状況や施設の特性などを活かして機能の向上を図ります。

小さな公園は、ひとつの公園に多様な施設や機能を詰め込まず、それぞれの公園で子どもの遊びや高齢者の休憩などに機能を特化するとともに、複数の公園を一体的にとらえて役割を分担することで、機能の再配置を図ります。また、利用状況や周辺環境などから今後の利活用が見込めない公園は、用途転換※について検討します。

ボール遊びができる広場など、公園だけでは確保が難しい機能は、公園と近接する公共公益施設や地域施設と連携した機能の補完についても検討します。

※用途転換について：利用状況や周辺環境の状況などを考慮し、公園としてこのまま維持していくよりも、他の用途として有効活用することを考えた方が良いと判断できる公園については、公園の廃止も含めて、公園以外の用途へ転換することを検討します。用途転換を行う際には、対象となる公園の機能を他の公園や公園以外の公共公益施設などで補完することを検討します。

基本方針 3　公園とまちの資源を一体的に捉え、歩いて巡りやすいネットワークルートづくり

複数の公園、緑道や遊歩道、庁舎などの公共公益施設、自治会館などの地域施設といったまちの資源を一体的に捉え、これらの施設に立ち寄って休憩しながらまちを歩いて巡ることができるネットワークルートづくりを図ります。

基本方針 4　様々な人が使いやすいルールづくりやしくみづくり

公園の限られたスペースを最大限に活用し、様々な立場の人がお互いに譲り合いながら気持ちよく利用できるように、ボール遊びに関するルールづくりや、時間帯や複数の公園による使い分けなどの公園利用のルールやしくみづくりを、周辺の自治会や地域会議などの地域活動団体と連携しながら地域の実情に応じて進めます。

公園でやってみたいと思ったことを実現できるように、公園の利活用に関するしくみや、関連団体との連携など協働により進めるためのしくみづくりを図ります。

基本方針 5　安全・安心で地域をつなげる公園づくり

広域避難地として指定されている弁天池公園、一時避難地として指定されている公園、防火水槽が設置されている公園などでは、防災面の機能の充実を図ります。

接道部からの見通しの確保や２方向以上からのアクセスを確保することで、安全性の向上を図りつつ、日常的に多世代交流やコミュニティ活動が行われることで、地域住民の見守りの中で安心して子どもを遊ばせられるような公園づくりに取り組みます。

05 基本計画

基本方針に基づく具体的な取組内容を基本計画として示します。基本計画では**「（1）基本計画の考え方」**に基づき、各公園の計画方針などを示す**「（2）地域ごとの基本計画」**を定めるとともに、地域を横断して考えるべき事項を**「（3）市全域に関わる基本計画」**として示します。

（1）基本計画の考え方

基本計画を検討するにあたっての基本的な考え方を示します。

①各公園の計画方針の検討

住宅地や商業地、工業地などといった同様の地域特性を有するエリアに存在する複数の公園やまちの資源（公共公益施設など）を一体的に捉え、エリアごとの地域特性に応じて公園の機能をバランスよく配置します。各公園の方針は、公園の規模や特性、周辺環境を踏まえて、「多機能化・拡充」「機能の特化」「用途転換」のいずれかを検討するものとし、図 17 に示す手順に沿って決定します。

多機能化・拡充

- 大きな公園や中くらいの公園については、市全域からの利用に対応するため、各地域の拠点として必要な機能を確保するとともに、再整備や利用のしくみづくりなどを工夫することで、機能の多様化や特色ある公園づくりに努め、更なる魅力向上を図ります。
- 公園区域の拡張や新規整備による新たな機能の拡充を検討します。

機能の特化

- 小さな公園については、各公園の特性や周辺環境などに応じて機能の特化を図るとともに、複数の公園で役割を分担することで、エリア内において公園の機能をバランスよく配置します。
- 機能を特化する公園は、**「いこい型」**（乳幼児の遊び場、大人や高齢者の休憩や健康づくりの場）と**「にぎわい型」**（小学生以上の子ども達の遊び、運動、イベントなど）のいずれかに分類し、多様な利用者が年齢層や利用内容によって複数の公園を使い分けられるように機能を配置します。

用途転換

- 利用者がほとんど見られず、主要な生活動線上に位置していない小さな公園や、防犯面・防災面などから安全性の課題があるなど、今後も利用が見込めない公園については、必要性を見直し、公園の廃止も含む公園以外の用途への転換についても検討します。

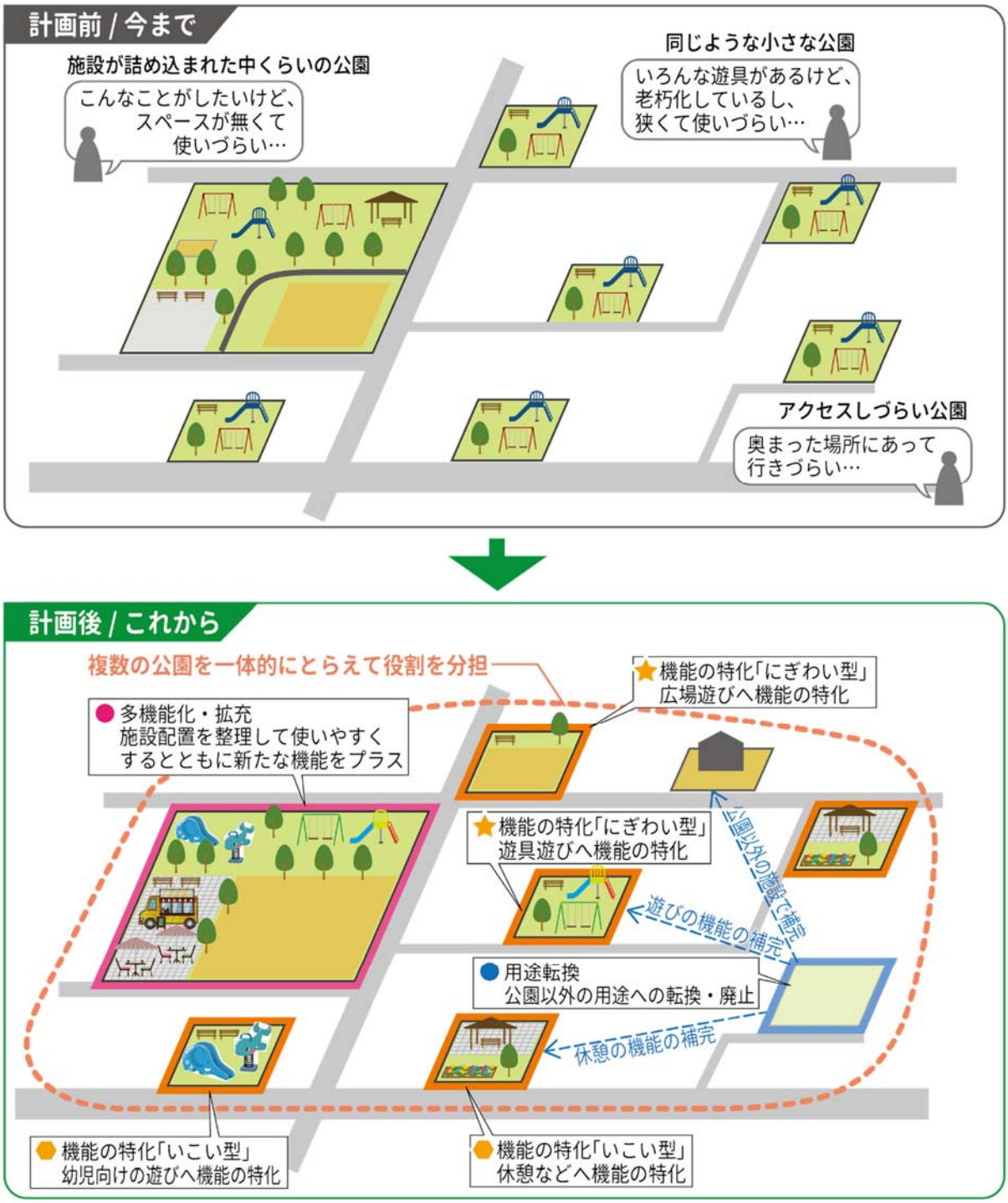

図 16　各公園の計画方針のイメージ

小さな公園については、利用実態調査で把握した利用者数や公園の周辺環境などをもとに「機能の特化」または「用途転換」いずれかの方針に分類します。さらに、「機能の特化」を図る公園については、公園の規模や利用状況（利用者層、利用内容など）、公園の立地状況、アクセス性などを考慮し、「いこい型」または「にぎわい型」に分類します。この分類に応じて、特色ある公園づくりに向けて具体方策を実施します。

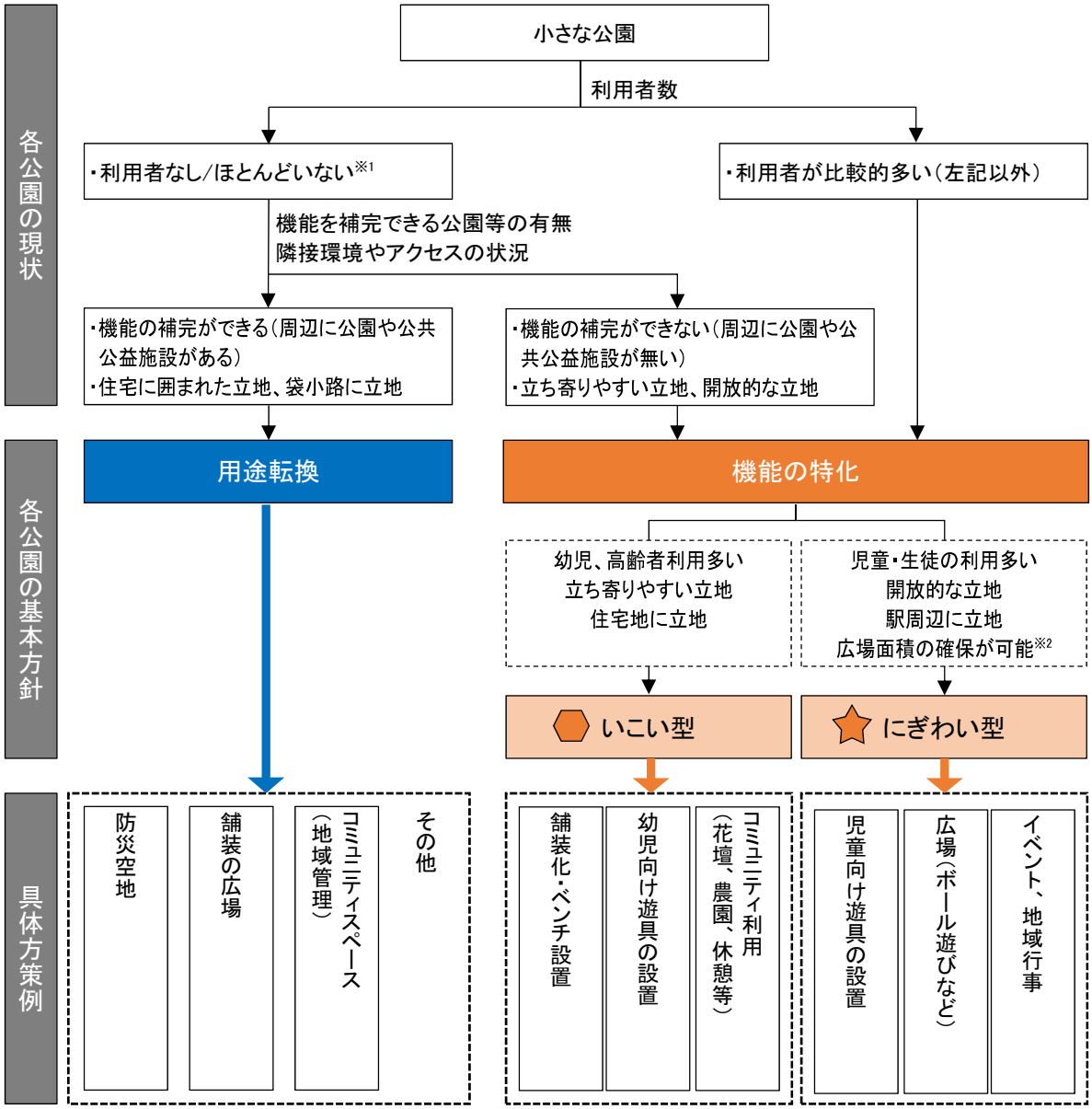

※1：利用実態調査結果から、１日当たりの利用者数が概ね５人未満の公園。
※2：広場遊びに必要と考えられる最低限の広さ（概ね 100 ㎡以上）がある広場を、他の公園利用とエリアを分けて配置することが可能な公園。

図 17　小さな公園の基本方針検討手順

②ボール遊びについて（小学校区単位での確保）

市民ニーズでは、幼児の柔らかいボール遊び、小学生くらいまでのキャッチボールやドッジボール、中高生以上の野球やサッカーなど、年齢層に応じたボール遊びのニーズがあることがわかりました。

中高生以上になれば校区外のボール遊びができる公園等へ行くことができますが、小学生以下は日常的に遊びに出かける範囲が小学校区内に限られているため、ボール遊びができる場所を小学校区ごとに確保することが求められています。

しかし、本市の公園は面積が小さくスペースが限られていること、また、地域ごとに中くらいの公園や大きな公園の配置に偏りがあることから、それぞれの小学校区で等しくボール遊びができる場所を公園のみで確保することは困難な状況です。

このような地域では、小学校の校庭開放なども含めたボール遊びができる場所の確保について検討する必要があります。

表 4　子どもの年齢層によるボール遊びの考え方

ボール遊びの条件	子どもの年齢層		
	幼児・親子連れ	小学生	中高生以上
内容	柔らかいボールでの遊び 	ドッジボール キャッチボール サッカーのパスまわし　など 	野球やサッカーなど
必要なスペース・設備など	他の公園利用と区分された広場（概ね 100 ㎡程度）	他の公園利用と区分された広場（概ね 100 ㎡以上） フェンスなど	グラウンドなど
対象となる公園など	小さな公園	中くらいの公園 小さな公園（にぎわい型） 小学校の校庭など	中くらいの公園 大きな公園 市外の大きな公園など
考え方	他の公園利用者へ配慮しながら、原則としてどの公園でも可能（「公園で遊ぶ時のおやくそく」として周知）	概ね小学校区ごとに確保 地域ルールの検討が可能な公園で確保 公園での確保が難しい場合は校庭開放なども検討	大きな広場を有する公園（四宮公園、北打越公園）で確保 市外の大きな公園（淀川河川公園、鶴見緑地、深北緑地）への誘導
	中くらいの公園や小さな公園（にぎわい型）のボール遊びができる広場は、できるだけ小学生が優先的に利用できるように、地域の実情に応じた利用ルールを検討		

③公園とまちの資源のネットワーク

点在する小さな公園を立ち寄りやすくするとともに、公園やまちの資源（公共公益施設や地域施設など）を商店街や主要な生活動線、歩きやすい緑道や歩道のある道路などで結び、散歩や買い物など日常生活の中で安心して歩いて巡ることができる歩行ネットワークの形成を図ります。併せて、駅周辺の商店街などを結ぶにぎわいのネットワークや、災害時の避難路など防災面でのネットワークについても検討します。

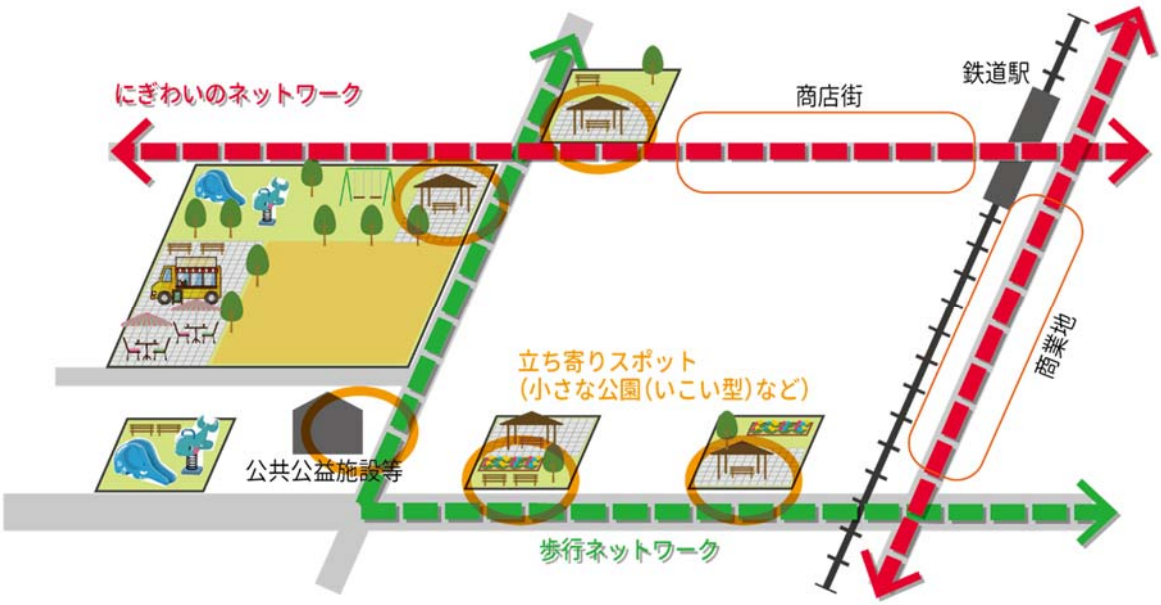

図 18　公園とまちの資源のネットワークイメージ

④利活用のルールやしくみづくり

公園の限られたスペースを多様な利用者が譲り合って利用できるように、時間帯や場所によるすみ分けや利用内容に関するルールやしくみづくりを検討します。また、新たな利用を実現できるように、利活用に関するしくみづくりについて検討します。

広場の利用に関するしくみ	時間帯、場所によるすみ分けに関する地域ルール 公園以外の施設（校庭等）を活用するしくみ
地域利用のしくみ	地域による公園の管理運営（利用調整、地域行事の開催など） コミュニティ花壇の世話、清掃活動（愛護会など）
新たな利用を促進するしくみ	新たな利用に関する受け入れ体制 新たな利用に関する情報発信

（２）地域ごとの基本計画

基本計画の考え方に基づいて検討した各公園の計画方針について、中学校区を単位とする６つの地域ごとの基本計画として示します。下表には、各公園の計画方針をまとめており、地域ごとの基本計画図を次頁以降に示します。

表 5　各公園の計画方針まとめ

地域名	公園名・公園数		
	多機能化・拡充	機能の特化	用途転換
第二中学校区	大橋町公園 北島東町公園	にぎわい型… 9 箇所 いこい型　…10 箇所	運動広場前緑地 舟田町児童遊園 大池町西児童遊園 合計 957.6 ㎡
第三中学校区	柳町公園 速見町公園 一番柳田町２号緑地公園	にぎわい型…12 箇所 いこい型　…11 箇所	古川町２号児童遊園 殿島町児童遊園 合計 265.5 ㎡
第四中学校区	下馬伏南公園 千石東公園 四宮３号公園	にぎわい型… 4 箇所 いこい型　… 8 箇所	島頭３号公園 脇田町南広場 脇田町中央公園 合計 404.7 ㎡
第五中学校区	四宮公園 弁天池公園 岸和田１号公園 四宮１号公園 東江端町３号公園 第二京阪高架下北公園	にぎわい型…11 箇所 いこい型　…13 箇所	岸和田３号公園 北岸和田３号公園 城垣１号児童遊園 江端町２号公園 合計 611.6 ㎡
第七中学校区	東打越公園 北打越公園 下三ツ島公園 門真南公園 東田町公園	にぎわい型… 4 箇所 いこい型　… 9 箇所	三ツ島東児童遊園 合計 220.8 ㎡
門真はすはな中学校区	茨田公園 中町公園 幸福町公園 月出町中央公園	にぎわい型…11 箇所 いこい型　…22 箇所	石原町公園 常称寺児童公園 小路町東児童遊園 月出町東児童遊園 幸福町中児童遊園 石原町３号チビッコ広場 合計 2,380.6 ㎡
合計	23 箇所	にぎわい型…51 箇所 いこい型　…73 箇所	19 箇所 合計 4,840.8 ㎡

■第二中学校区の基本計画

①子ども達がのびのびと遊べる公園づくりに向けた公園の規模に応じた機能の充実や特化

②子ども達の多様な遊び場の確保のためのしくみづくりや学校等との連携

③大人や高齢者の健康づくりにも役立つ機能の特化

④大和田駅周辺における公園整備や公園へのネットワーク形成

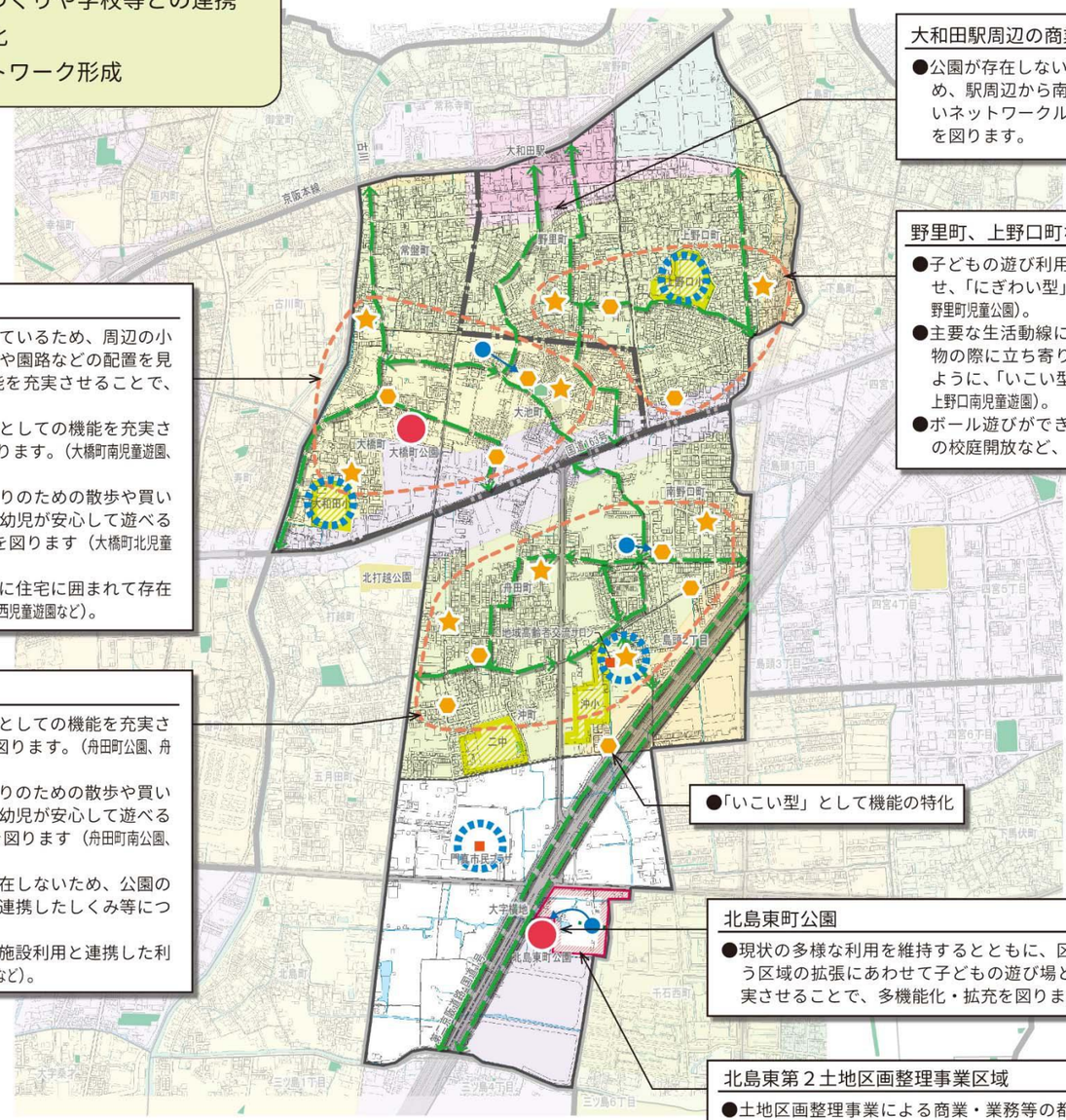

大和田駅周辺の商業地・住宅地エリア

●公園が存在しないエリアで、既存市街地で新規公園の整備も難しいため、駅周辺から南側の公園のあるエリアへとつながる歩いて巡りやすいネットワークルートを設定し、公園へアクセスしやすい環境づくりを図ります。

野里町、上野口町などの住宅地エリア

●子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります。（上野口町児童遊園、野里町児童公園）。

●主要な生活動線に接する公園などは、健康づくりのための散歩や買い物の際に立ち寄り利用しやすいように、また、幼児が安心して遊べるように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（野里町1号公園、上野口南児童遊園）。

●ボール遊びができるような広場がある公園が存在しないため、小学校の校庭開放など、他部局と連携したしくみ等について検討します。

大橋町、大池町などの住宅地エリア

●大橋町公園は、幅広い年齢層の利用者が集中しているため、周辺の小さな公園との機能の分担を図るとともに、広場や園路などの配置を見直し、児童の遊び場としての機能や休憩の機能を充実させることで、多機能化・拡充を図ります。

●子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります。（大橋町南児童遊園、大池町児童遊園など）。

●主要な生活動線に接する公園などは、健康づくりのための散歩や買い物の際に立ち寄り利用しやすいように、また、幼児が安心して遊べるように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（大橋町北児童遊園など）。

●利用者があまり見られず、また、奥まった場所に住宅に囲まれて存在している公園は、用途転換を検討します（大池町西児童遊園など）。

舟田町、南野口町、沖町などの住宅地エリア

●子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります。（舟田町公園、舟田町西公園など）。

●主要な生活動線に接する公園などは、健康づくりのための散歩や買い物の際に立ち寄り利用しやすいように、また、幼児が安心して遊べるように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（舟田町南公園、南野口町3号公園）。

●ボール遊びができるような広場がある公園が存在しないため、公園の利用ルールや、小学校の校庭開放など他部局と連携したしくみ等について検討します。

●地域施設が併設されている公園では、それらの施設利用と連携した利活用について検討します（地域高齢者交流サロン前公園など）。

●「いこい型」として機能の特化

北島東町公園

●現状の多様な利用を維持するとともに、区画整理事業に伴う区域の拡張にあわせて子どもの遊び場としての機能を充実させることで、多機能化・拡充を図ります。

北島東第２土地区画整理事業区域

●土地区画整理事業による商業・業務等の都市機能の誘致とあわせて、新たな公園整備による多機能化・拡充を図ります。

N　0　125　250　500 m

凡例（基本計画）

一体的にとらえるエリア

各公園の方針

- 多機能化・拡充
- 機能の特化（にぎわい型）
- 機能の特化（いこい型）
- 用途転換
- 機能の補完

※公園の規模を円の大きさで示しています。

- 小さな公園（1,500 ㎡未満）
- 中くらいの公園（1,500 ㎡以上）
- 大きな公園（8,000 ㎡以上）

- 公園とまちの資源のネットワーク
- にぎわいのネットワーク
- 利用ルールやしくみづくり

凡例（現況）

- 公共公益施設（庁舎等）
- 公共公益施設（文化・教育・体育施設）
- 自治会館、地域施設
- 社寺、史跡
- 小学校区境界
- 関連事業等

■第三中学校区の基本計画

①駅周辺の賑わいづくりと活気づくりにつながる利活用の促進

②門真市駅周辺のエリアリノベーションと連携した特徴的な公園への再整備等による機能の充実と利活用の促進

③地域の身近な公園としての機能の充実

④駅周辺で利便性の高い立地を活かした新たな利用を生み出すしくみづくりや利活用に関する情報の発信・共有の促進

京阪本線沿線の商業地エリア

●市内で特に人通りの多いエリアに立地する公園を活かして、イベント利用の促進などによる駅周辺地域のにぎわいづくりにつなげるため、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（新橋公園、末広町北公園など）。

●これらの公園やまちなかの商店などを歩いて巡ることができるネットワークルートを設定します。

●門真市駅周辺エリアリノベーションにかかわる取り組みと連携し、公園を若者等のチャレンジの場として活用するなど、エリアの価値向上につながるように公園の利活用の促進を図ります。

末広町、古川町などの住宅地エリア

●主要な生活動線に接し、主に休憩や幼児の遊び場として利用されている公園は、現状の機能を維持し、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（末広町西公園、末広町西公園など）。

●子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（寿町中央公園など）。

●利用者があまり見られず、主要な生活動線から外れる公園については、用途転換を検討します（古川町2号児童遊園など）。

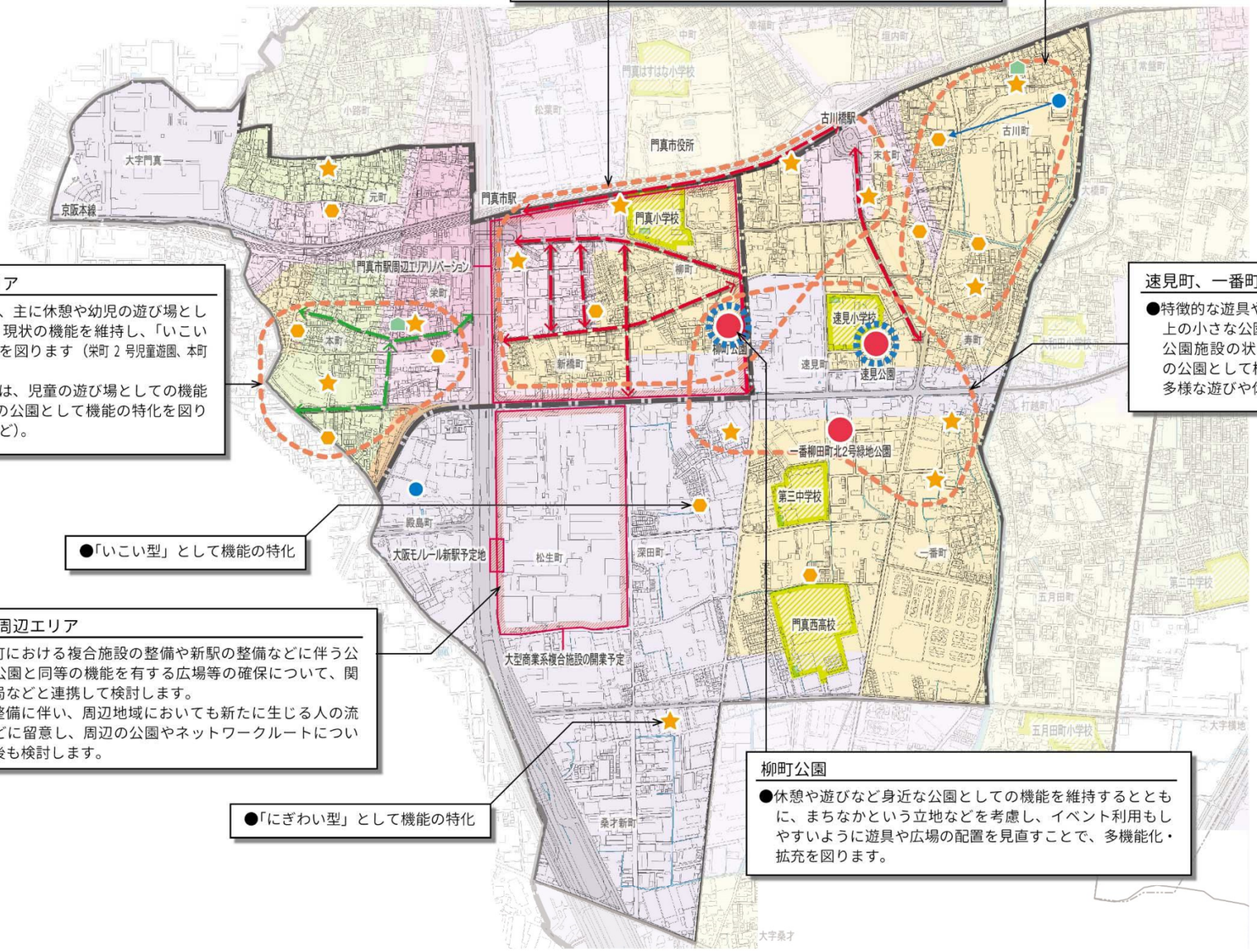

栄町、本町などの住宅地エリア

●主要な生活動線に接しており、主に休憩や幼児の遊び場として利用されている公園では、現状の機能を維持し、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（栄町 2 号児童遊園、本町児童公園など）。

●子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（栄町公園、本町市住児童遊園など）。

速見町、一番町などの住宅地と事業所が混在するエリア

●特徴的な遊具や施設をもつ中くらいの公園や、面積が 1,000 ㎡以上の小さな公園がバランスよく配置されているため、隣接環境や公園施設の状況に応じて、「いこい型」もしくは「にぎわい型」の公園として機能の特化を図るとともに、機能を分担することで多様な遊びや休憩などの機能の確保を図ります。

●「いこい型」として機能の特化

松生町周辺エリア

●松生町における複合施設の整備や新駅の整備などに伴う公園や公園と同等の機能を有する広場等の確保について、関連部局などと連携して検討します。

●施設整備に伴い、周辺地域においても新たに生じる人の流れなどに留意し、周辺の公園やネットワークルートについて今後も検討します。

●「にぎわい型」として機能の特化

柳町公園

●休憩や遊びなど身近な公園としての機能を維持するとともに、まちなかという立地などを考慮し、イベント利用もしやすいように遊具や広場の配置を見直すことで、多機能化・拡充を図ります。

凡例（基本計画）

- 一体的にとらえるエリア

各公園の方針

- 多機能化・拡充
- 機能の特化（にぎわい型）
- 機能の特化（いこい型）
- 用途転換
- 機能の補完

※公園の規模を円の大きさで示しています。

- 小さな公園（1,500 ㎡未満）
- 中くらいの公園（1,500 ㎡以上）
- 大きな公園（8,000 ㎡以上）

- 公園とまちの資源のネットワーク
- にぎわいのネットワーク
- 利用ルールやしくみづくり

凡例（現況）

- 公共公益施設（庁舎等）
- 公共公益施設（文化・教育・体育施設）
- 自治会館、地域施設
- 社寺、史跡
- 小学校区境界
- 関連事業等

N　0　100　300　500m

■第四中学校区の基本計画

①地域への愛着につながる自治会館等が併設された公園の利活用の促進

②公園、緑道、歩道、水路を活かした、安心して楽しく歩けるネットワークの形成

③小中学校の再編統合や団地建替え事業にあわせた広場がある公園の確保

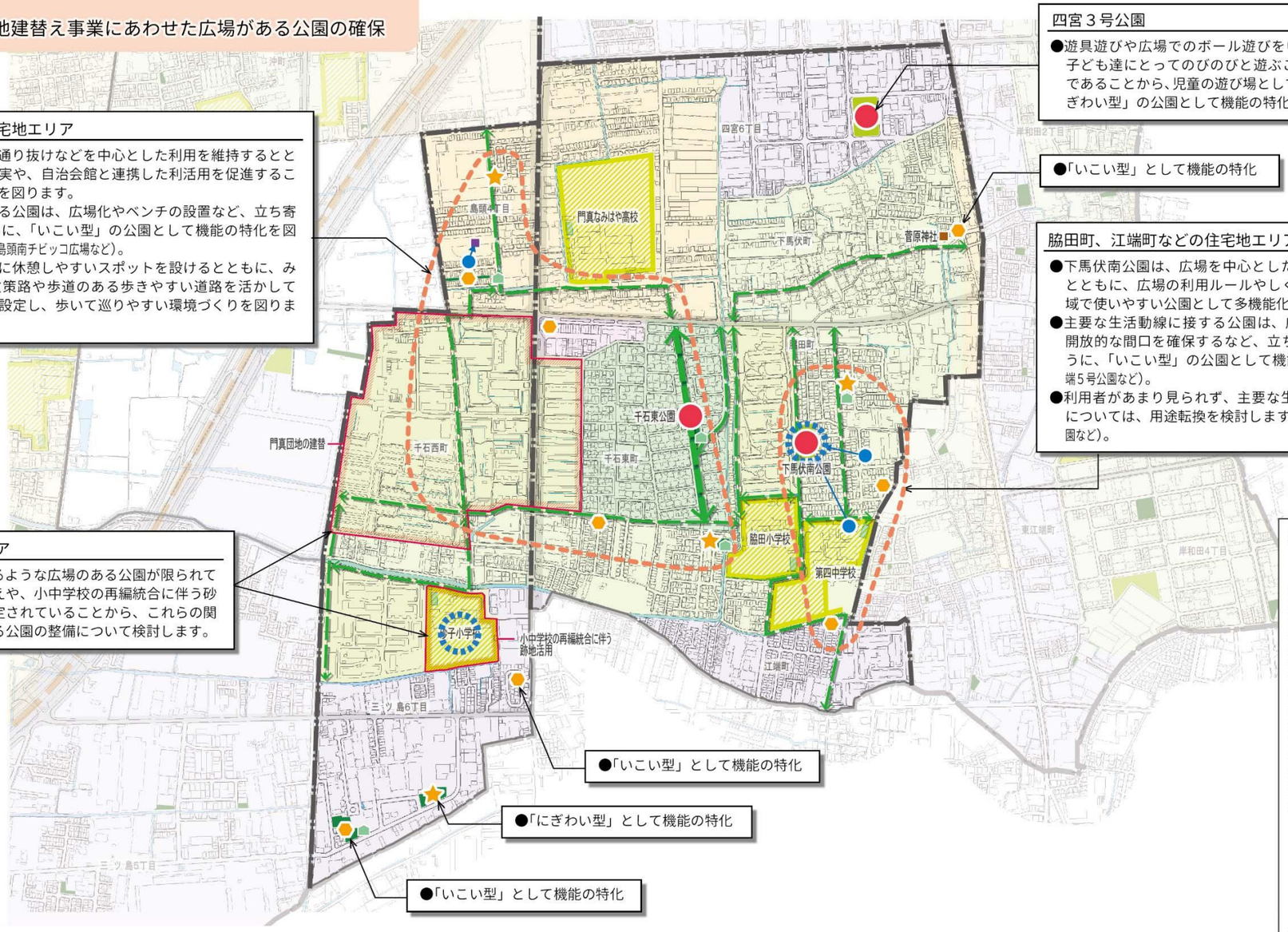

千石東、島頭などの住宅地エリア

●千石東公園は、散策や通り抜けなどを中心とした利用を維持するとともに、休憩の機能の充実や、自治会館と連携した利活用を促進することで、多機能化・拡充を図ります。

●主要な生活動線に接する公園は、広場化やベンチの設置など、立ち寄り利用がしやすいように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（千石児童遊園、上島頭南チビッコ広場など）。

●千石東公園やまちなかに休憩しやすいスポットを設けるとともに、みどりを感じる道や、散策路や歩道のある歩きやすい道路を活かしてネットワークルートを設定し、歩いて巡りやすい環境づくりを図ります。

四宮３号公園

●遊具遊びや広場でのボール遊びを中心に利用されており、子ども達にとってのびのびと遊ぶことができる貴重な公園であることから、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります。

●「いこい型」として機能の特化

脇田町、江端町などの住宅地エリア

●下馬伏南公園は、広場を中心とした現状の利用を維持するとともに、広場の利用ルールやしくみづくりを検討し、地域で使いやすい公園として多機能化・拡充を図ります。

●主要な生活動線に接する公園は、広場化やベンチの設置、開放的な間口を確保するなど、立ち寄り利用がしやすいように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（江端５号公園など）。

●利用者があまり見られず、主要な生活動線から外れる公園については、用途転換を検討します（脇田町南広場、脇田町中央公園など）。

門真団地、砂子小学校のエリア

●地域内にはボール遊びができるような広場のある公園が限られている中で、門真団地の建て替えや、小中学校の再編統合に伴う砂子小学校の跡地活用などが予定されていることから、これらの関連事業と連携して、広場のある公園の整備について検討します。

●「いこい型」として機能の特化

●「にぎわい型」として機能の特化

●「いこい型」として機能の特化

凡例（基本計画）

一体的にとらえるエリア

各公園の方針

- 多機能化・拡充
- 機能の特化（にぎわい型）
- 機能の特化（いこい型）
- 用途転換
- 機能の補完

※公園の規模を円の大きさで示しています。

- 小さな公園（1,500 ㎡未満）
- 中くらいの公園（1,500 ㎡以上）
- 大きな公園（8,000 ㎡以上）

- 公園とまちの資源のネットワーク
- にぎわいのネットワーク
- 利用ルールやしくみづくり

凡例（現況）

- 公共公益施設（庁舎等）
- 公共公益施設（文化・教育・体育施設）
- 自治会館、地域施設
- 社寺、史跡
- 小学校区境界
- 関連事業等

N　0　100　300　500m

■第五中学校区の基本計画

①更なる魅力化に向けた弁天池公園と四宮公園のリニューアル整備

②利用者や利用内容に応じて使い分けができる小さな公園の機能の特化・分担

③子どもの遊び場の多様化に向けた広場のある公園での利用ルールやしくみづくり

④公園の規模に応じた防災機能の充実

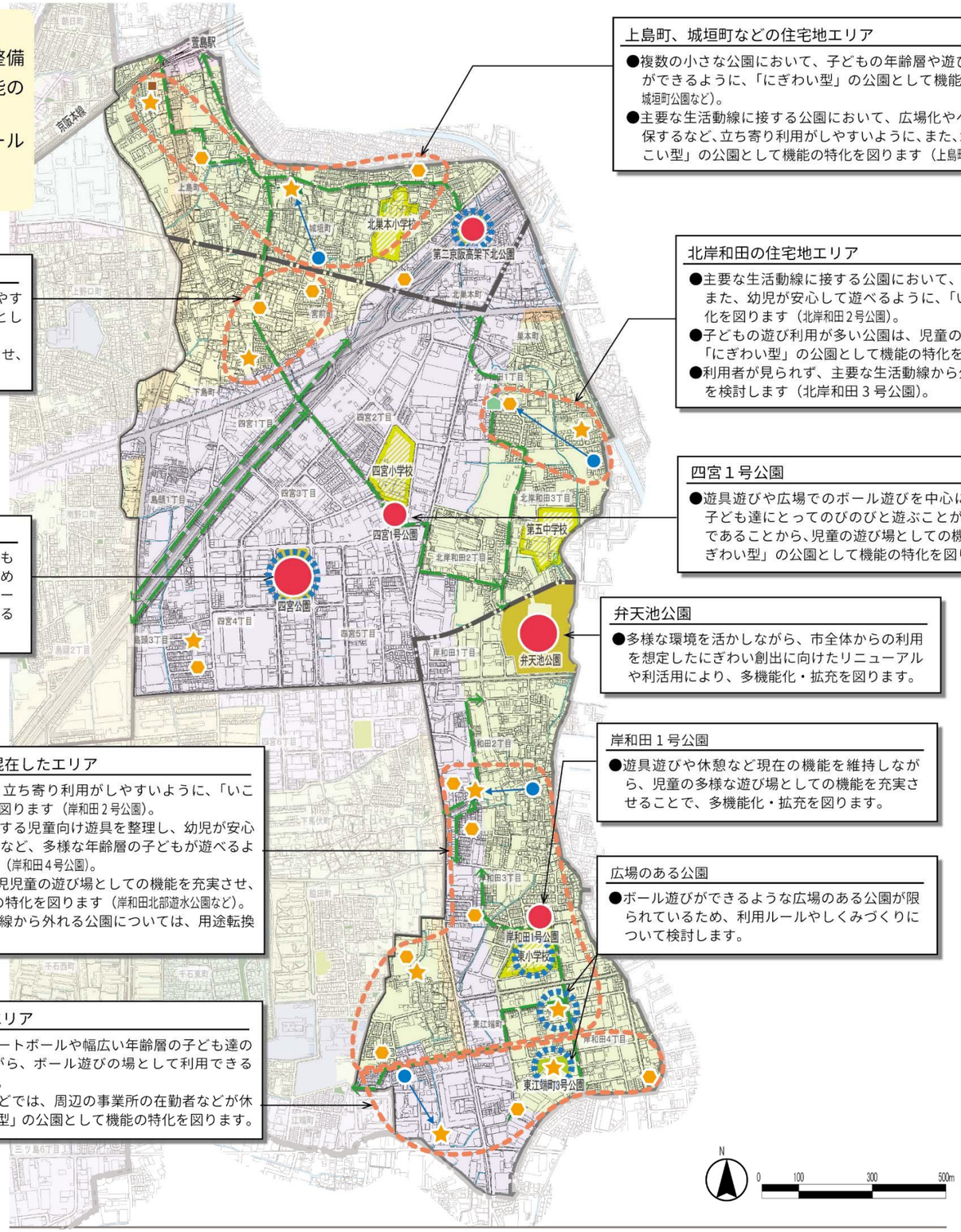

上島町、城垣町などの住宅地エリア

●複数の小さな公園において、子どもの年齢層や遊びの内容によって使い分けることができるように、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります。（上島町児童遊園、城垣町公園など）。

●主要な生活動線に接する公園において、広場化やベンチの設置、開放的な間口を確保するなど、立ち寄り利用がしやすいように、また、幼児が安心して遊べるように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（上島町東公園、青山児童遊園など）。

宮前町、下島町などの住宅地エリア

●主要な生活動線に接する公園は、散歩や買い物の際に立ち寄り利用しやすいように、また、幼児が安心して遊べるように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（宮前町児童遊園、宮前町北児童遊園）。

●子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（下島町児童遊園）。

北岸和田の住宅地エリア

●主要な生活動線に接する公園において、立ち寄り利用がしやすいように、また、幼児が安心して遊べるように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（北岸和田2号公園）。

●子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（北岸和田1号公園）。

●利用者が見られず、主要な生活動線から外れる公園については、用途転換を検討します（北岸和田３号公園）。

四宮１号公園

●遊具遊びや広場でのボール遊びを中心に利用されており、子ども達にとってのびのびと遊ぶことができる貴重な公園であることから、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります。

四宮公園

●グラウンド利用を中心とした現状の機能を維持するとともに、子ども達が思いきり遊んだり大人が健康づくりのために体を動かしたりできるなど、ボール遊びや運動、スポーツなどの機能を充実させるため、リニューアルなどによる多機能化・拡充を図ります。

弁天池公園

●多様な環境を活かしながら、市全体からの利用を想定したにぎわい創出に向けたリニューアルや利活用により、多機能化・拡充を図ります。

岸和田１号公園

●遊具遊びや休憩など現在の機能を維持しながら、児童の多様な遊び場としての機能を充実させることで、多機能化・拡充を図ります。

岸和田などの住宅地と工場地が混在したエリア

●主要な生活動線に接する公園は、立ち寄り利用がしやすいように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（岸和田２号公園）。

●複数の小さな公園で、機能が重複する児童向け遊具を整理し、幼児が安心して遊べるように機能を特化するなど、多様な年齢層の子どもが遊べるように機能の特化と分担を図ります（岸和田４号公園）。

●子どもの遊び利用が多い公園は、児児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（岸和田北部遊水公園など）。

●利用者が見られず、主要な生活動線から外れる公園については、用途転換を検討します（江端町２号公園など）。

広場のある公園

●ボール遊びができるような広場のある公園が限られているため、利用ルールやしくみづくりについて検討します。

岸和田、東江端町などの工場地エリア

●東江端町３号公園は、高齢者のゲートボールや幅広い年齢層の子ども達の遊び場としての機能を維持しながら、ボール遊びの場として利用できるルールなどについても検討します。

●工場などに隣接する小さな公園などでは、周辺の事業所の在勤者などが休憩利用がしやすいように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります。

凡例（基本計画）

一体的にとらえるエリア

各公園の方針

- 多機能化・拡充
- 機能の特化（にぎわい型）
- 機能の特化（いこい型）
- 用途転換
- 機能の補完

※公園の規模を円の大きさで示しています。

- 小さな公園（1,500 ㎡未満）
- 中くらいの公園（1,500 ㎡以上）
- 大きな公園（8,000 ㎡以上）

- 公園とまちの資源のネットワーク
- にぎわいのネットワーク
- 利用ルールやしくみづくり

凡例（現況）

- 公共公益施設（庁舎等）
- 公共公益施設（文化・教育・体育施設）
- 自治会館、地域施設
- 社寺、史跡
- 小学校区境界
- 関連事業等

■第七中学校区の基本計画

①大・中・小それぞれの規模に応じた公園の機能の特化と役割分担

②グラウンドや広場の分散利用のための利用ルールやしくみづくり

③小さな公園の立ち寄り利用への特化と歩いて巡りやすいネットワークの形成

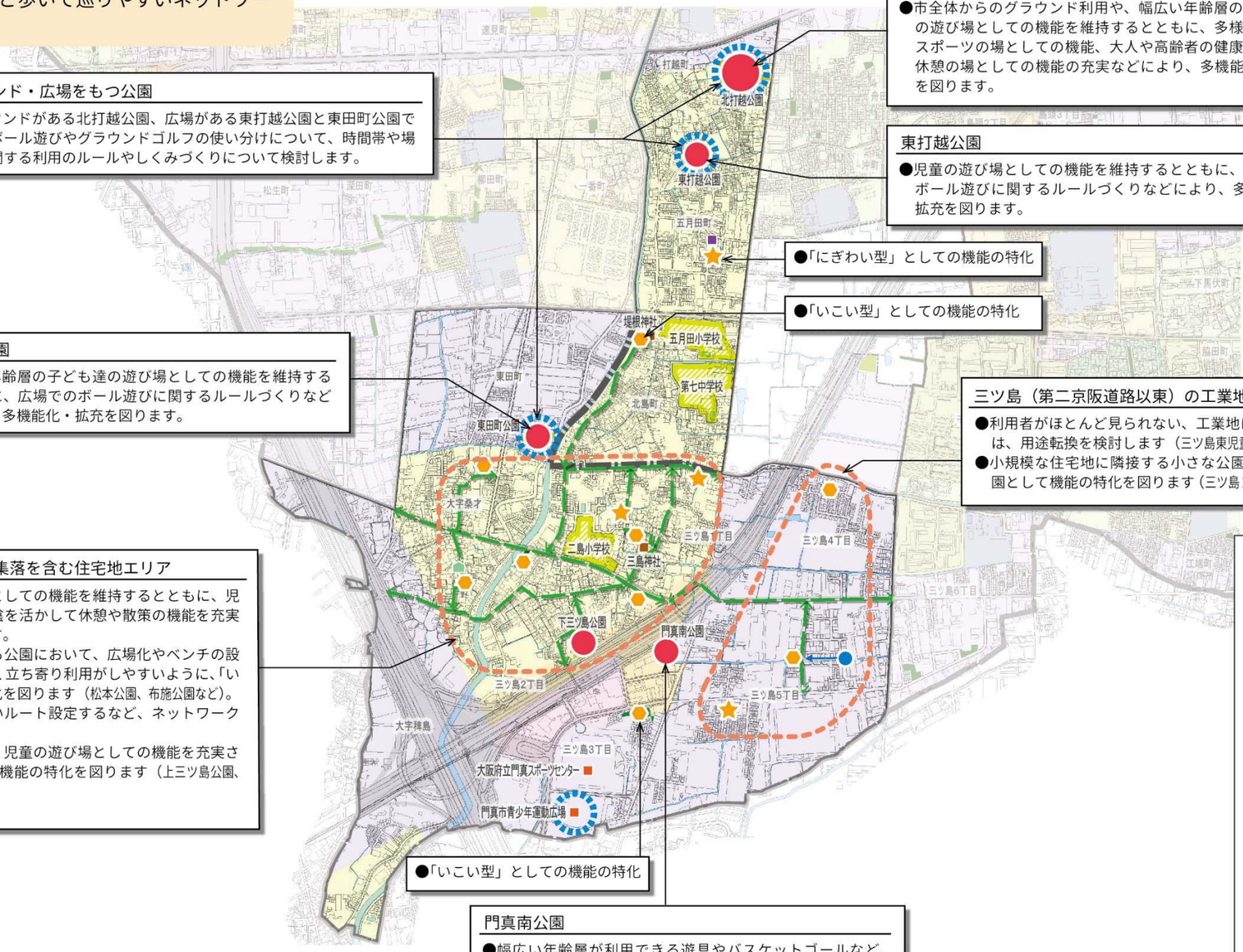

北打越公園

●市全体からのグラウンド利用や、幅広い年齢層の子ども達の遊び場としての機能を維持するとともに、多様な遊びやスポーツの場としての機能、大人や高齢者の健康づくりや休憩の場としての機能の充実などにより、多機能化・拡充を図ります。

グラウンド・広場をもつ公園

●グラウンドがある北打越公園、広場がある東打越公園と東田町公園では、ボール遊びやグラウンドゴルフの使い分けについて、時間帯や場所に関する利用のルールやしくみづくりについて検討します。

東打越公園

●児童の遊び場としての機能を維持するとともに、広場でのボール遊びに関するルールづくりなどにより、多機能化・拡充を図ります。

●「にぎわい型」としての機能の特化

●「いこい型」としての機能の特化

東田町公園

●幅広い年齢層の子ども達の遊び場としての機能を維持するとともに、広場でのボール遊びに関するルールづくりなどにより、多機能化・拡充を図ります。

三ツ島（第二京阪道路以東）の工業地エリア

●利用者がほとんど見られない、工業地に囲まれた小さな公園については、用途転換を検討します（三ツ島東児童遊園）。

●小規模な住宅地に隣接する小さな公園については、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（三ツ島２号児童遊園、三ツ島南児童遊園など）。

北島町、三ツ島、桑才などの旧集落を含む住宅地エリア

●下三ツ島公園は、幼児の遊び場としての機能を維持するとともに、児童の遊び場としての機能や、木陰を活かして休憩や散策の機能を充実させ、多機能化・拡充を図ります。

●旧集落内などの生活動線に接する公園において、広場化やベンチの設置、開放的な間口を確保するなど、立ち寄り利用がしやすいように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（松本公園、布施公園など）。

●これらの公園を歩いて巡りやすいルート設定するなど、ネットワーク化を図ります。

●子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（上三ツ島公園、三ツ島北児童遊園など）。

●「いこい型」としての機能の特化

門真南公園

●幅広い年齢層が利用できる遊具やバスケットゴールなど、既存の施設等を活かしながら、多様な遊びの場として多機能化・拡充を図ります。

N　0　100　300　500m

凡例（基本計画）

一体的にとらえるエリア

各公園の方針

- 多機能化・拡充
- 機能の特化（にぎわい型）
- 機能の特化（いこい型）
- 用途転換
- 機能の補完

※公園の規模を円の大きさで示しています。

- 小さな公園（1,500 ㎡未満）
- 中くらいの公園（1,500 ㎡以上）
- 大きな公園（8,000 ㎡以上）

- 公園とまちの資源のネットワーク
- にぎわいのネットワーク
- 利用ルールやしくみづくり

凡例（現況）

- 公共公益施設（庁舎等）
- 公共公益施設（文化・教育・体育施設）
- 自治会館、地域施設
- 社寺、史跡
- 小学校区境界
- 関連事業等

■門真はすはな中学校区の基本計画

①旧第一中学校跡地の整備活用をふまえた周辺の公共公益施設等との連携による利活用の促進

②子どもの遊び場の多様化と、子育て世代が楽しめる公園への特化

③複数の公園を活かした立ち寄り利用への特化とネットワーク形成

④密集市街地において防災機能を高める空地としての機能の確保

月出町、浜町、向島町などの住宅地エリア

●月出町中央公園は、現状の多様な利用を維持するとともに、利用ルールやしくみづくりにより、地域で使いやすい公園として多機能化・拡充を図ります。

●複数の小さな公園において、多様な遊び場を確保するため、機能が重複する遊具を整理し、公園ごとに特徴的な遊びができるように、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります。（浜町公園、月出町公園など）。

●利用者があまり見られず、主要な生活動線から外れる公園については、用途転換を検討します（月出町東児童遊園など）。

●中塚荘や自治会館、神社等と隣接する公園では、これらの施設等と連携した公園の利活用について検討します（月出町公園、浜町児童遊園、月出町児童遊園など）。

石原町などの住宅地エリア

●主要な生活動線に接する公園において、広場化やベンチの設置、開放的な間口を確保するなど、立ち寄り利用がしやすいように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（石原町東広場、大倉町児童遊園など）。

●子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（石原町東公園、石原町公園など）。

●利用者があまり見られず、主要な生活動線から外れる公園については、用途転換を検討します（石原町公園、石原町3号チビッコ広場など）。

●密集市街地における防災機能の確保のために必要な場合は、遊具などの施設を撤去して舗装広場にすることなどにより、防災機能の維持を図ります。

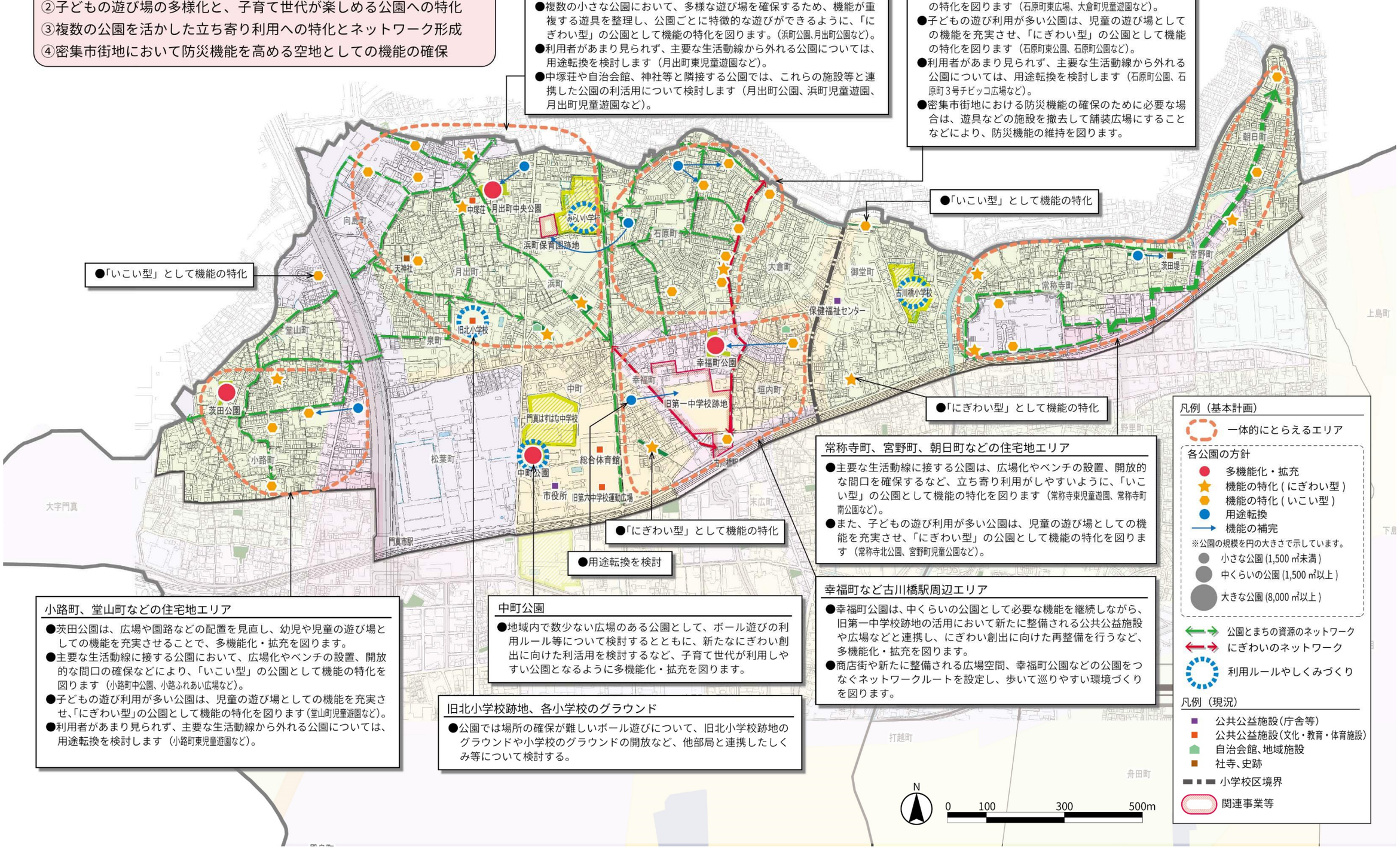

常称寺町、宮野町、朝日町などの住宅地エリア

●主要な生活動線に接する公園は、広場化やベンチの設置、開放的な間口を確保するなど、立ち寄り利用がしやすいように、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（常称寺東児童遊園、常称寺町南公園など）。

●また、子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（常称寺北公園、宮野町児童公園など）。

小路町、堂山町などの住宅地エリア

●茨田公園は、広場や園路などの配置を見直し、幼児や児童の遊び場としての機能を充実させることで、多機能化・拡充を図ります。

●主要な生活動線に接する公園において、広場化やベンチの設置、開放的な間口の確保などにより、「いこい型」の公園として機能の特化を図ります（小路町中公園、小路ふれあい広場など）。

●子どもの遊び利用が多い公園は、児童の遊び場としての機能を充実させ、「にぎわい型」の公園として機能の特化を図ります（堂山町児童遊園など）。

●利用者があまり見られず、主要な生活動線から外れる公園については、用途転換を検討します（小路町東児童遊園など）。

中町公園

●地域内で数少ない広場のある公園として、ボール遊びの利用ルール等について検討するとともに、新たなにぎわい創出に向けた利活用を検討するなど、子育て世代が利用しやすい公園となるように多機能化・拡充を図ります。

旧北小学校跡地、各小学校のグラウンド

●公園では場所の確保が難しいボール遊びについて、旧北小学校跡地のグラウンドや小学校のグラウンドの開放など、他部局と連携したしくみ等について検討する。

幸福町など古川橋駅周辺エリア

●幸福町公園は、中くらいの公園として必要な機能を継続しながら、旧第一中学校跡地の活用において新たに整備される公共公益施設や広場などと連携し、にぎわい創出に向けた再整備を行うなど、多機能化・拡充を図ります。

●商店街や新たに整備される広場空間、幸福町公園などの公園をつなぐネットワークルートを設定し、歩いて巡りやすい環境づくりを図ります。

（3）市全域に関わる基本計画

市全域や複数の地域で検討すべき事項について示します。

①ボール遊びができる公園づくりに向けて

小学生がドッジボールなどのボール遊びができる場所を小学校区ごとに確保するため、大きな公園や中くらいの公園などにおける広場の確保を図るとともに、ボール遊びに関する利用ルールづくりや公園以外の広場・グラウンドとの連携などのしくみに関する具体方策について検討します。これらの具体方策の検討については、今後、地域組織や関連部局と連携しながら進めます。

＜検討する方策案＞
- 公園の新規整備、区域拡張に伴う広場の確保
- 既存公園のリニューアル整備による広場の確保
- 広場の利用に関する地域ルールづくり
- 公園以外の広場やグラウンドとの連携（校庭開放、門真市立青少年運動広場など）
- 公共施設跡地等の暫定利用

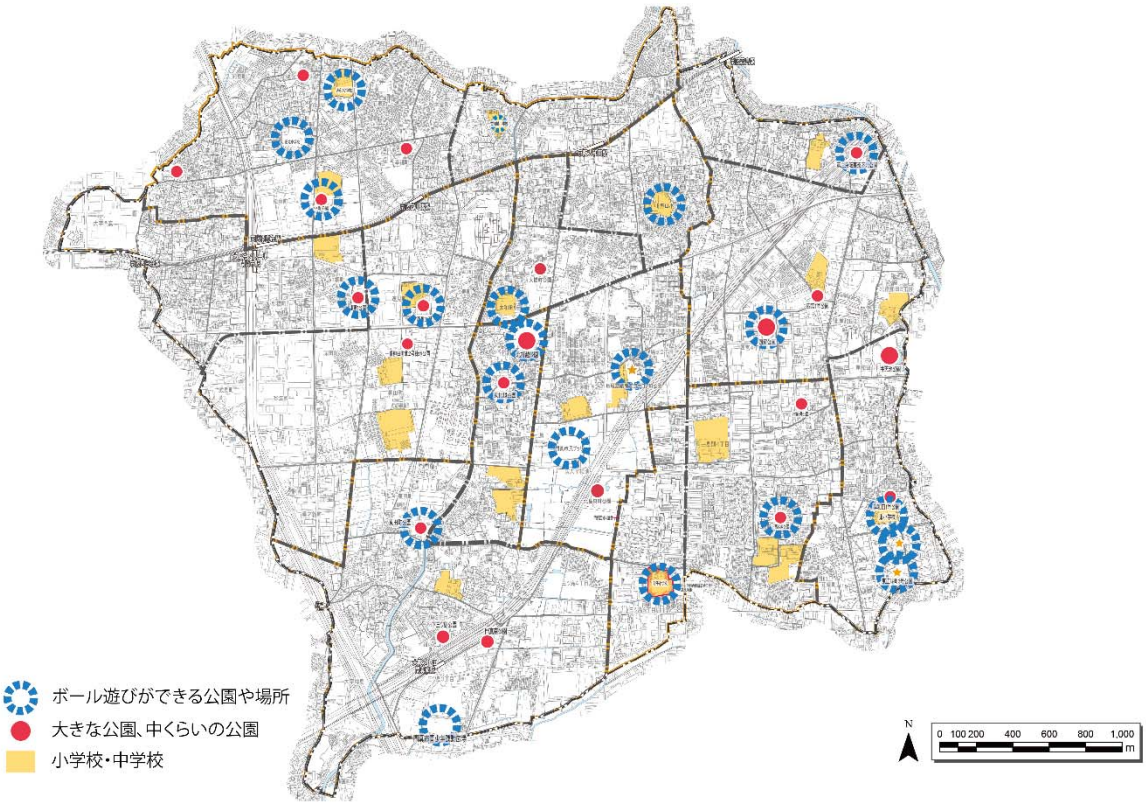

図 19　ボール遊びができる公園等の検討案

②複数の地域をつなぐ市全域のネットワーク

中高生以上のボール遊びや散歩、市全域を対象としたイベントなどの公園利用は、多くの利用者が訪れます。そのため、中くらいの公園や大きな公園、公園以外の主要施設（鉄道駅、公共公益施設など）、多くの市民が利用する商店街や商業施設などを結ぶ緑のネットワークを設定します。

なお、利用実態調査や市民ワークショップなどから、多くの市民が利用している淀川河川公園、深北緑地、鶴見緑地などの市外の大きな公園についてもネットワークを設定します。

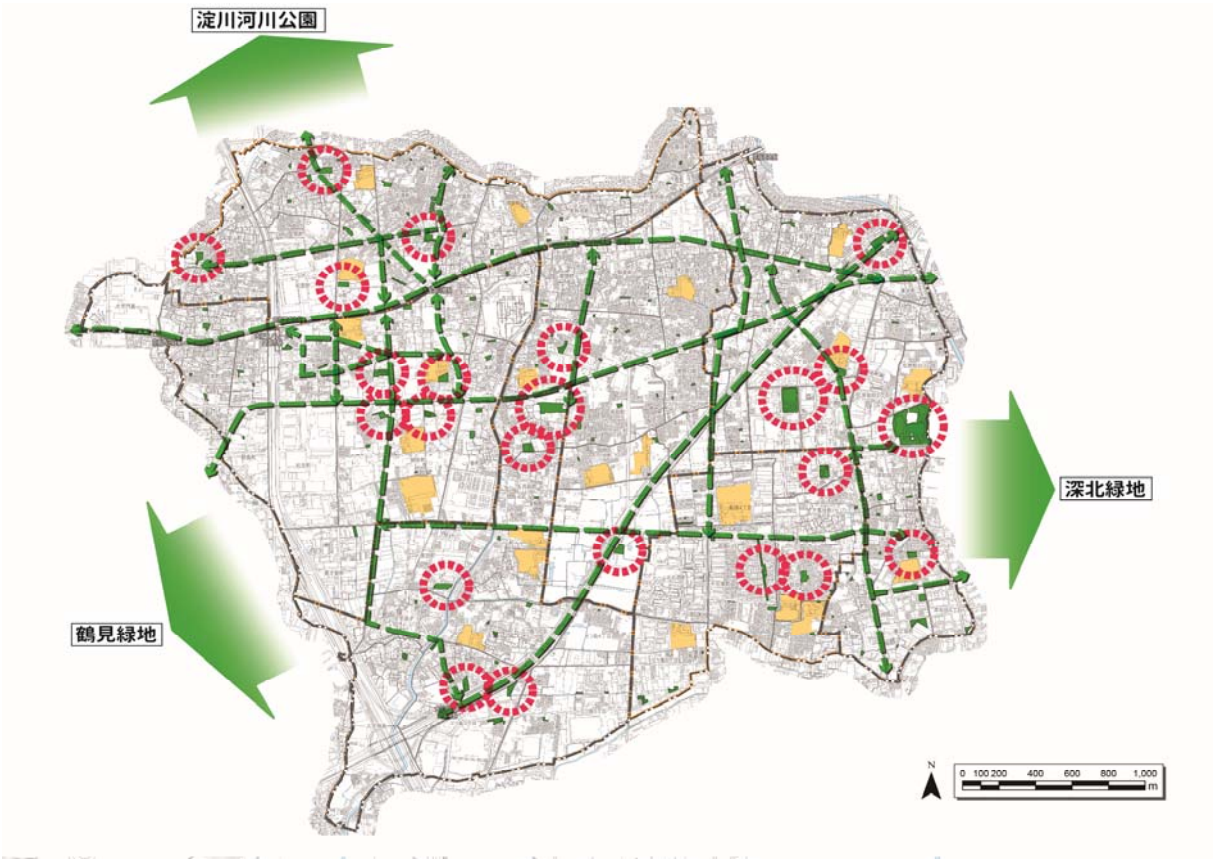

図 20　複数の地域に渡る市全域のネットワーク

06 具体方策

公園の基本計画に基づき、それぞれの公園で実施する取組について示します。また、その中でも先導的に取り組むものをパイロットプランとして示します。さらに、維持管理に関する基本的な考え方についても示します。

（1）具体方策

各公園で取り組む具体方策の一覧を表 6 に示します。具体方策は、それぞれの公園の基本方針に基づき、特徴や地域特性に応じて個別に検討し、必要に応じて地域組織とも調整しながら実施します。

表 6　具体方策の体系表

具体方策	取組内容
具体方策①： 公園の整備	①－1 既存公園のリニューアル整備（大きな公園、中くらいの公園） ・弁天池公園、四宮公園のリニューアル整備 ・中くらいの公園のリニューアル整備（施設や植栽の整理、広場の確保、特色ある公園づくりなど）
	①－2 関連事業などに伴う新たな公園等の整備 ・門真市庁舎エリア整備に伴う中町公園の未整備部分の整備 ・土地区画整理事業に伴う北島東町公園の拡張整備 ・小中学校の再編統合に伴う新たな公園整備 ・公共施設跡地などを活用した新たな公園整備（浜町保育園など） ・その他関連事業に伴う新たな公園整備
具体方策②： 機能の特化・分担	②－1 児童の遊びに特化した公園づくり【にぎわい型】 ・遊具の更新、特徴的な遊具の設置、集約、広場の確保など、児童の遊び場に機能の特化
	②－2 にぎわいを生み出す公園づくり【にぎわい型】 ・舗装広場化、景観改善、イベントに対応した設備などの導入など、まちなかのにぎわいの場に機能の特化
	②－3 立ち寄りやすい公園づくり【いこい型】 ・休憩施設の配置を立ち寄りやすい場所への見直し、開けた出入口への改修、花壇の設置など、休憩や健康づくりの機能の特化
	②－4 親子連れで遊びやすい公園づくり【いこい型】 ・幼児向け遊具の設置、休憩所など親子で過ごしやすい環境整備など、幼児の遊び機能の特化
	②－5 公園の機能の集約・分担 ・機能の特化とあわせて、複数の公園で機能を集約・分担、使い分けできるような機能の配置

具体方策	取組内容
具体方策③： 用途転換	③－1 公園の廃止 ・利用が見込めない公園を廃止し、他の用途としての活用もしくは売却などを検討するとともに、他の公園やオープンスペースを確保して機能を補完
	③－2 機能の廃止・用途転換 ・公園として維持しながら、植栽や遊具などの施設を撤去し、維持管理の効率化を図るとともに、舗装広場として有効活用
具体方策④： ネットワーク形成	④－１立ち寄りやすい公園づくり【再掲】 ・休憩施設の配置を立ち寄りやすい場所への見直し、開けた出入口への改修、花壇の設置など、休憩機能の特化
	④－2 ネットワークルートの設定 ・公園をつなぐ緑道、歩道のある道路、遊歩道などへの看板の設置やネットワークルートの設定、マップづくり
	④－3 公園までの避難経路となる防災ネットワークの形成 ・地域防災計画に基づく指定継続
	④－4 広域的な緑のネットワークの形成 ・鶴見緑地、深北緑地、淀川河川公園など近隣市の大きな公園へのネットワークの確保、使い分けに関する情報発信
具体方策⑤： 公園の利活用促進	⑤－1 子育て世代や若者向けのイベント等の実施 ・移動販売車、近隣店舗等と連携したマルシェ、音楽やアートイベントなどの実施
	⑤－2 他部局連携による公園の利活用の促進 ・子育て、健康づくり、文化、教育、生涯学習など、他部局の事業を展開する場として公園の利活用を促進 ・ex)移動図書館、保育園・幼稚園利用、生涯学習活動 ・イベント等の情報発信の一本化
	⑤－3 工業地における公園の利活用の促進 ・従業員向けに使いやすい工夫（昼休憩利用、福利厚生としてのレクリエーション利用など）
具体方策⑥： 利用ルール・しくみづくり	⑥－1 広場の使い分けに関する地域ルールの検討 ・場所、時間帯、内容に関する地域ルールづくり ・中高生のボール遊びに関する情報発信（大きな公園、市外の公園への誘導）
	⑥－2 ボール遊びに関するルールやマナーの啓発 ・禁止ではなくできることの周知、看板、ボール遊びができる公園マップ作成など
	⑥－3 学校等と連携したボール遊びができる場所の確保 ・校庭開放について市の関連部局や地域と連携して検討

具体方策	取組内容
具体方策⑦： 多様な主体との協働による公園づくりの継続	⑦－1「かどまパークミーティング」の継続実施 ・公園整備やしくみづくりに関する市民ワークショップの開催など、協働による公園づくりの継続 ・パークイノベーション計画に基づく取組についてホームページ等による情報の発信・共有
	⑦－2 地域による管理運営の推進 ・地域での利用状況に合わせて、地域で管理運営できるしくみづくり ・愛護会など地域管理を支援する制度の継続
	⑦－3 新たな管理運営手法の検討 ・指定管理者制度の活用、P-PFI 制度の導入検討
具体方策⑧： 安全・安心して利用できる公園づくり	⑧－1 密集市街地におけるオープンスペースとしての機能の確保 ・防災空地や災害時の避難場所などとしての確保
	⑧－2 地域防災力を高める機能の充実 ・地域の防災訓練等の場としての利活用の促進
	⑧－3 門真市公園施設長寿命化計画に基づく遊具等の更新 ・老朽化した遊具をはじめとした公園施設の更新 ・特色ある遊具の導入検討
	⑧－4 樹木等の適切な維持管理 ・見通しの確保、死角などの解消 ・２箇所以上の出入口の確保 ・清潔感のある公園
	⑧－5 地域コミュニティを育む公園づくり ・地域施設との連携、コミュニティ花壇、地域管理の検討などにより、地域の見守りにつながる公園づくり

（2）パイロットプラン

具体方策のうち、先導的に取り組むものをパイロットプランとして示します。これらについては、実施できるものから情報発信を図りつつ、順次進めるとともに、その過程や結果を踏まえて他の公園での実施につなげます。

パイロットプラン１：弁天池公園の魅力向上に向けたリニューアル整備　　第五中学校区

内　容：弁天池公園の多様な環境を活かして、新たな利用の展開に向けたリニューアル整備を実施します。また、指定管理者と連携した更なる利活用の促進を図ります。

公園名：弁天池公園

時　期：中期：リニューアル開園に向けた設計（市民ワークショップ等の実施）
中期：リニューアル整備を順次実施

パイロットプラン２：四宮公園の魅力向上に向けたリニューアル整備　　第五中学校区

内　容：四宮公園の新たな利用の展開に向けたリニューアル整備を実施します。

公園名：四宮公園

時　期：中期：リニューアル開園に向けた設計（市民ワークショップ等の実施）
中期：リニューアル整備を順次実施

パイロットプラン３：立ち寄りやすい公園づくり　　門真はすはな中学校区、第七中学校区

内　容：主要な生活動線上にある小さな公園について、散歩や買い物の途中などに気軽に立ち寄れるように施設配置を見直します。

公園名：石原町２号チビッコ広場など「いこい型」の公園、松本公園など

時　期：中期：施設配置の見直し案の作成
中期：施設改修の実施

パイロットプラン４：小さな公園の用途転換　　門真はすはな中学校区

内　容：主要生活道路に接する小さな公園について、境界柵や塀、見通しを悪くしている樹木などを撤去し、ベンチや四阿などを整備することにより、立ち寄りやすい公園づくりを実施します。

公園名：石原町３号チビッコ広場など「用途転換」の公園

時　期：中期：リニューアル開園に向けた設計、工事

パイロットプラン５：駅周辺の公園を活用したにぎわいイベントの実施　　第三中学校区

内　容：駅周辺の公園において、移動販売車やマルシェ、音楽やアートイベントなど、まちのにぎわいを創出するイベント実施します。また、実施結果を検証し、よりイベント等で活用しやすい公園としていくためのリニューアル等について検討します。

公園名：サン・ジョゼ広場などの「にぎわい型」の公園など

時　期：中期：イベント実施、以降、リニューアル検討

パイロットプラン６：地域で使いやすい公園のしくみづくり　　第四中学校区

内　容：広場の使い分けや利用ルールづくりなど、地域管理について地域とともに検討し、地域による公園の管理運営を推進します。

公園名：下馬伏南公園、千石東公園など

時　期：中期：地域管理について地域との協議、ワークショップ等の実施

パイロットプラン７：ボール遊びに関する地域ルールづくり　　各中学校区

内　容：ボール遊びができる場所の確保について、地域や学校関係者等と話し合いを行い、公園利用の地域ルールづくりや校庭開放などのしくみづくりを進めます。

公園名：各地域の中くらいの公園など

時　期：中期：地域会議などを通じた話し合いなど

パイロットプラン８：多世代交流型地域イベントの実施　　第二中学校区

内　容：地域施設が隣接する公園など、地域にとって親しみのある公園を活用して、多世代交流型のイベント（高齢者向けの歩こう会と子ども向けの昔遊びを組み合わせたイベントなど）を、地域と連携して企画実施します。

公園名：地域高齢者交流サロン前公園など

時　期：中期：地域との話し合い、イベント実施

パイロットプラン９：公共施設跡地での公園整備　　門真はすはな中学校区

内　容：各種公共施設の再編統合の際に生じる公共施設跡地を活用し、新たな公園整備を図ります。また、用途転換を図る公園の機能の補完も検討します。

公園名：（仮称）浜町幼稚園跡地公園

時　期：中期：開園に向けた設計（市民ワークショップ等の実施）
中期：整備を順次実施

（３）公園の維持管理について

・植栽管理の考え方（安全性の確保、維持管理の手間とコストの適正化、良好な植栽景観の維持・改善）
・指定管理制度や P-PFI 制度等を活用した公園の管理運営
・愛護会など市民参画による維持管理

07 計画の見直しについて

本計画では目標年度は特に設けませんが、上位・関連計画である「門真市第６次総合計画」「門真市都市計画マスタープラン」「門真市みどりの基本計画」の改定が予定されている概ね 10 年後以降を目途に計画に基づく取組の進捗状況や本市の公園を取り巻く社会情勢の変化やまちづくりの状況も踏まえ、改定時期や内容を検討します。

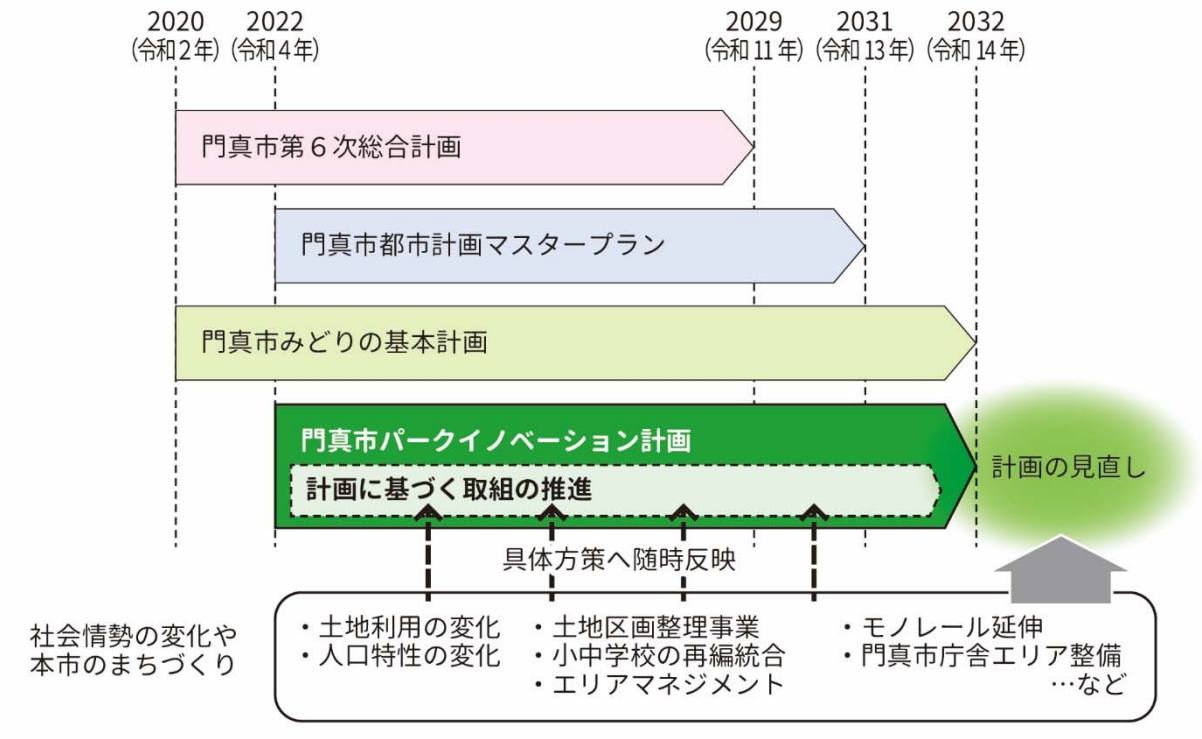

図 21　本計画の見直しについて